

河川維持管理計画
〈千歳川〉

令和5年11月

北海道開発局
札幌開発建設部

目 次

1. はじめに	1
2. 河川の概要	1
3. 河川管理上留意すべき事項	12
4. 河川の区間区分	13
5. 河川維持管理目標	15
5-1 河道流下断面の確保	15
(1) 堆積土砂の掘削（区間共通）	15
(2) 樹木伐開（区間共通）	15
(3) 堤防の高さ・形状の維持（A区間）	15
5-2 施設の機能維持	15
(1) 各河川管理施設の機能維持（区間共通）	15
(2) 水文観測施設の補修（区間共通）	15
(3) 河川利用施設の補修（区間共通）	15
5-3 緊急時の対策	15
(1) 緊急時の対策（区間共通）	15
5-4 維持修繕計画	16
(1) 河川管理施設の機能維持（区間共通）	16
5-5 河川区域の適正な利用	16
(1) 不法行為等の是正・防止（区間共通）	16
6. 河川の状態把握	17
6-1 基本データの収集	17
(1) 縦横断測量	17
(2) 平面測量（空中写真測量）	17
(3) 河道内樹木調査	17
(4) 河床材料調査	18
(5) 水位観測	18
(6) 雨量観測	19
(7) 高水流量観測	19
(8) 低水流量観測	20
(9) 水質観測	20
(10) 漏水調査	22
(11) 河川水辺の国勢調査	22
(12) 堤防断面調査	22
6-2 堤防点検等のための環境整備	23
(1) 堤防除草（堤防監視の条件整備）	23
(2) 除草後の集草・除去	23
6-3 河川巡視	23
(1) 平常時の河川巡視	23
(2) 出水時の河川巡視	24
(3) 目的別巡視	24
6-4 点検	25
(1) 出水期前・台風期点検	25
(2) 出水後点検	25
(3) 地震時の点検	25
(4) 機械設備を伴う河川管理施設の点検	26
(5) 許可工作物の点検	27
(6) 水文観測施設の点検	27
(7) 河川カルテ等	28
(8) 河川の状態把握の分析、評価	29
7. 具体的な維持管理対策	30
(1) 天端補修	30
(2) 高水敷樹木伐開	30

(3) 法面補修	31
(4) 護岸補修	31
(5) 河川管理施設修繕	31
(6) 障害物除去・塵芥処理	32
(7) 堆積土砂掘削及び排水施設修繕	32
(8) 標識等の補修	32
(9) その他の事項	33
8. 地域連携等	34
(1) NPO 市民団体との連携・協働	34
(2) 関係自治体との連携・調整	34
9. 効率化・改善に向けた取り組み	35
(1) サイクル型維持管理	35
(2) 老朽化構造物の的確な診断と維持管理（長寿命化）	35
(3) 河川情報の収集	35
(4) 地域と一体となった河川管理	36
(5) 危機管理体制	37
(6) 河川管理分野のDXの推進	38
(7) 河川管理施設の戦略的維持管理・更新	39
(8) 資源の有効活用・コスト縮減・CO ₂ 削減の取組	39
(9) 広域における災害対応	40
(10) 千歳川遊水地群	40
別紙 1（直轄河川：樋門・水門・排水機場等）	別-1
別紙 2（許可工作物）	別-7

1. はじめに

本計画は、石狩川水系千歳川河川整備計画に沿って、概ね5年間で計画対象期間として、河川維持管理を適切に実施するために必要となる具体的内容を定めたものである。また、本計画は、河川、河川管理施設等の状況の変化、河川維持管理の実績、社会経済情勢の変化等に応じて適宜見直しを行うものとする。

2. 河川の概要

「北海道の地名^{注)}」によれば、千歳という名は、箱館奉行羽太正養^{はぶとまさやす}が、当時シコツと呼ばれていた千歳市街の辺りの地名を、シコツは死骨に通じるのでゆゆしい名であることから、鶴が来ることにちなんで千歳と改名したことに由来している。

千歳川は、支笏湖^{しこつこ}を源とする幹川流路延長108km、流域面積1,244km²の石狩川の1次支川である。

我が国を代表するカルデラ湖で国内有数の透明度を誇る支笏湖(湖水面積77 km²)は、その周辺山地に広く分布する針広混交林や落葉広葉樹林などの豊かな自然環境とともに支笏洞爺国立公園^{しこつとうや}を構成している。

支笏湖を流れ出た千歳川は、発電を目的とする千歳第3、第4ダムを経て千歳市街に入る。千歳川は全国有数のサケ遡上河川であり、秋には多くの観光客が訪れる。サケのふるさと千歳水族館では、遡上したサケが捕魚車^{ほぎよしや}(通称「インディアン水車」)により捕獲される様子を橋から見ることもできるとともに、水中から観察する施設がある。

千歳市街を抜けると低平地に入って河床勾配が1/7,000程度の緩やかな流れとなり、沿川に広がる広大な農地を流下して、江別市街において石狩川に合流する。

注)「北海道の地名」：山田秀三著

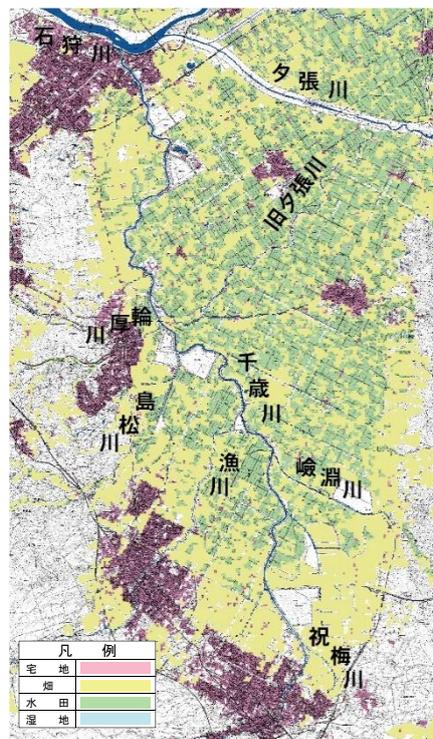
石狩平野南部から千歳川中下流部を経て安平川・勇払川の流れる勇払平野に至る一帯の広大な低平地は、石狩低地帯と呼ばれる地域である。この地域は数十万年前の第四紀更新世中期には帯状の海域で、海底には細粒土砂が堆積していた。その後の海面の低下によりこの地域は陸化するが、当時の地形が谷状の形で太平洋の方へ傾斜していることなどから、石狩川の主な流れは太平洋へ向かっていたと推定されている。

その後、約 3 万年前の支笏火山の噴火による大量の火山灰、軽石流等の堆積により、標高 25m 程度の丘陵地が中央部に形成された。この丘陵が分水嶺となり、その北部は湖沼・低湿地化し、やがて石狩川の流れは日本海に転じたと考えられている。

千歳川流域の年間降水量の平均値は約 1,500 mm であり、石狩川流域全体の年間降水量の平均値 1,300 mm より多く、石狩川流域の中で比較的多雨な地域である。特に上流の支笏湖周辺は、太平洋から流入する暖湿気が、オロフレ山系にぶつかって上昇気流が発生し、雨となって降るため大雨が生じやすい地域である。

千歳川の流域には、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、南幌町、長沼町の 4 市 2 町が存在し、その人口は約 36 万 5 千人である(令和 2 年国勢調査)。産業としては水田、畑作などの一次産業、ビール、乳製品などの食品製造業、金属製品製造業などの二次産業が盛んで、最近は特に札幌近郊の住宅地域や、新千歳空港を中心とする臨空型工業地帯の拡大等により発展が著しい地域となっている。

都市およびその近郊の優良な農業地帯である千歳川流域の低平地は、明治 40 年頃には、広大な湿地が広がっていた。治水や農地開発が進み、昭和 40 年頃には、豊かな水田となり、その後、水田から畑への転換が進み、浸水による被害を受けやすい状況となっている。畑作物の作付面積道内シェアとして比較的高いのは、大豆、白菜、レタス、キャベツなどである。



(昭和 60 年～平成 28 年の国土地理院発行の地形図より作成)
 図 2-2 土地利用の変遷 現在

千歳川は、治水整備を鋭意進めているにもかかわらず、広大な低平地が広がっているという条件や大雨の生じやすい気象条件等に起因して、洪水氾濫が頻繁に繰り返されており、表 1-2 に示すとおり、ほぼ 2 年に 1 回という頻度で水害に見舞われている。近年においては、昭和 50 年 8 月洪水、56 年 8 月上旬洪水によって、浸水面積にしてそれぞれ 81km²、192km² に及ぶ被害が生じている。

中でも昭和 56 年 8 月上旬洪水は、未曾有の大洪水となり、石狩川の高い水位の影響を、長時間、千歳市街地付近までの長い区間に亘って受け、漏水、法崩れ等の堤防被害のほか、堤内側に降った雨水が千歳川に流れ込めず、多大な内水被害をもたらした。

昭和 56 年 8 月上旬洪水時の千歳川の洪水継続時間は、石狩川(石狩大橋地点)の 83 時間に対し、約 2 倍の 170 時間(舞鶴地点)にも及び、千歳川は河川というよりも、いわば細長い池のような状態となり、堤内側に降った雨水は千歳川に流れ込むことができず、内水被害をもたらした。流域にある数多くの排水機場は長時間稼働したが、千歳川の水位が計画高水位を超え、高い状態が続いたことにより、堤防が危険となったため、ポンプ排水を一時中止せざるをえない状況になった。堤防に関する災害復旧箇所は 15 箇所及び、そのうち 5 箇所で漏水が確認された。水防活動は約 100 箇所及び、水防活動のために延べ約 9 千人が出動した。

最近では、大規模な外水氾濫は減少しているものの、内水氾濫を中心とした浸水被害が後を絶たず、平成 13 年 9 月には、秋雨前線と台風 15 号による大雨で、数十箇所の内水被害が発生し、被害家屋が十数戸に及んでいる。

表 1-2(1) 千歳川の主な既往洪水被害の概要（その1）

年次	観測所名	3日雨量 (mm)	裏の沢地点 水位 (m)	洪水記録
明治 31 年	札幌	158	不明	豪雨により石狩川外各支川で氾濫し、死者 112 名、被害家屋約 18,600 戸、浸水面積約 1,500km ² 千歳川においても恵庭の約 500 戸をはじめ各村で家屋が被災した他、恵庭、広島、南幌、長沼で各々970ha、550ha、7,189ha、2,441ha の田畑が被災するなど甚大な被害
明治 32 年	札幌	78	不明	暴風雨により全道的に被害 農作物被害大 夕張川(現在旧夕張川)でも氾濫し、長沼で 180 戸の家屋が浸水
明治 34 年	札幌	56	7.39	江別川、千歳川、夕張川等氾濫 札幌支庁管内で被害を受けた家屋 496 戸、田畑 13,000ha
明治 37 年	札幌	177	9.09	6月から7月にかけて低気圧、台風による大雨で、石狩川外各支川で氾濫し、被害家屋約 16,000 戸、浸水面積約 1,300km ² 千歳川においても南幌で 378 戸の家屋、3,240ha の田畑が、長沼で 221 戸の家屋、1,219ha の田畑が被災するなど甚大な被害
明治 41 年	札幌	不明	不明	5月、低気圧による暴風雨により諸河川氾濫 漁川も氾濫し被害あり
明治 42 年	札幌	28	8.82	4月、低気圧による暴風雨に融雪が加わり、石狩川外各支川で氾濫 南幌で 188 戸の家屋、1,250ha の田畑が被災したほか、長沼、江別でも被害あり
明治 43 年	札幌	134	不明	6月、本道南部を通過した低気圧による大雨で千歳川流域洪水被害
明治 44 年	札幌	96	8.33	8月、台風による暴風雨で石狩、空知支庁管内で田畑被害 南幌で 1,147ha、長沼で 3,702ha の田畑が被災するなど被害大
大正 1 年	札幌	86	不明	暴風雨により千歳川氾濫 長沼で田畑被災
大正 2 年	札幌	173	7.97	台風により全道各地で出水 夕張川、千歳川で氾濫
大正 5 年	札幌	38	8.55	低気圧により全道的に主要河川氾濫 夕張、長沼等で被害あり
大正 6 年	札幌	55	不明	台風により全道的に洪水被害
大正 7 年	札幌	35	不明	台風により全道的に洪水被害 夕張川で堤防決壊
大正 8 年	札幌	28	不明	5月、融雪洪水により石狩川外氾濫 江別で 470 戸の家屋、2,500ha の田畑が、南幌で 63 戸の家屋、940ha の田畑が被災
大正 9 年	札幌	44	7.82	大雨により石狩川外氾濫 江別で田畑や 140 戸の家屋が被災したほか、長沼でも田畑が被災
大正 10 年	札幌	51	不明	低気圧による大雨で各地の河川が氾濫 長沼で浸水家屋 800 戸
大正 11 年	札幌	53(4月) 66(8月)	8.79(4月) 不明(8月)	4月、融雪により道内各河川氾濫 千歳、恵庭、江別などの被害大 同年8月、低気圧による大雨で、石狩川外各支川で氾濫し、死者7名、被害家屋約9,200戸 千歳川においても江別、南幌、長沼で各々83戸、530戸、303戸の家屋が被災し、1,389ha、2,977ha、2,159ha の田畑が被災するなど甚大な被害
大正 12 年	札幌	153	不明	台風による大雨で河川氾濫 恵庭、長沼で各々250戸、849戸の家屋が被災したほか、各地の田畑が被災
大正 13 年	札幌	不明	不明	諸河川氾濫し、千歳川流域洪水被害
大正 14 年	札幌	不明	不明	諸河川氾濫し、千歳川流域洪水被害
大正 15 年	札幌	2(5月) 111(10月)	8.42(5月) 不明(10月)	5月、融雪により石狩川外氾濫 長沼で 620ha の田畑が被災 10月、低気圧による大雨で漁川が決壊し、漁太方面泥海と化す 恵庭で田畑や 253 戸の家屋が被災したのをはじめ、広島でも被害
昭和 2 年	札幌	不明	不明	大雨により諸河川氾濫し、千歳川流域洪水被害
昭和 3 年	札幌	81	不明	9月、低気圧による大雨で夕張川氾濫 長沼で 334 戸の家屋浸水
昭和 4 年	札幌	144	8.10	諸河川氾濫し、千歳川流域洪水被害
昭和 5 年	札幌	142(8月) 26(11月)	不明(8月) 不明(11月)	8月、大雨により江別川、夕張川、漁川氾濫 江別、恵庭、長沼で家屋等が被災 同年11月、再度夕張川氾濫し、長沼町で家屋、田畑が被災
昭和 6 年	札幌	18	不明	融雪等により江別川、夕張川、千歳川氾濫 江別で 263 戸の家屋、長沼で 159 戸の家屋、2,513ha の田畑が被災
昭和 7 年	札幌	91	不明	8~9月に数回にわたり大雨が降り、道内の大小河川氾濫 石狩川全体で死者9名、被害家屋約18,100戸、浸水面積1,400km ² 千歳川においても4,038戸の家屋、16,050ha の田畑が被災するなど甚大な被害
昭和 8 年	札幌	26(5月) 29(8月)	8.42(5月) 不明(8月)	5月の融雪と8月の大雨により夕張川等氾濫 江別、南幌、長沼で家屋や田畑が被災
昭和 10 年	札幌	38(7月) 71(8月)	7.91(7月) 不明(8月)	7月の大雨により河川氾濫 長沼、南幌で各々450戸、70戸の家屋、2000ha、600ha の田畑が被災 同年8月の台風により、南幌で 300 戸の家屋、3,000ha の田畑が被災
昭和 11 年	札幌	不明	不明	台風と低気圧による暴風雨で河川氾濫 南幌、長沼で被害
昭和 18 年	札幌	30	6.49	前線による大雨で河川氾濫 千歳で 220 戸、長沼で 156 戸の家屋が被災
昭和 22 年	札幌	119	7.99	カスリン台風により全道各地で洪水被害 千歳川においても江別、長沼で各々320戸、305戸の家屋が被災するなど被害大
昭和 25 年	札幌 恵庭島松	191 266	6.62	前線による大雨で千歳川流域洪水被害 長沼で 1,464 戸の家屋、2,343ha の田畑が被災したのをはじめ、江別、千歳、恵庭、広島、南幌においても被害大
昭和 28 年	札幌 恵庭島松	71 82	6.86	諸河川氾濫し、千歳川流域洪水被害 恵庭で被害あり
昭和 29 年	札幌 恵庭島松 札幌 恵庭島松	不明(5月) 不明(5月) 55(8月) 53(8月)	不明(5月) 不明(8月)	5月の低気圧、8月の前線による大雨で河川氾濫 千歳川においてもこの年、広島で 1,224 戸の家屋、1,345ha の田畑が被災するなど被害あり
昭和 30 年	札幌 恵庭島松	不明 不明	不明	前線、低気圧による数回の大雨が河川氾濫 千歳川においてもこの年、広島で 152 戸の家屋が被災するなど被害あり

表 1-2(2) 千歳川の主な既往洪水被害の概要 (その2)

年次	観測所名	3日雨量 (mm)	裏の沢地点 水位 (m)	洪水記録
昭和31年	札幌 恵庭島松 札幌 恵庭島松	54(4月) 48(4月) 160(8月) 164(8月)	6.55(4月) 不明(8月)	4月の暴風雨と融雪、8月の台風により河川氾濫 千歳川においてもこの年、江別、恵庭、広島、長沼で各々126戸、145戸、120戸、235戸の家屋が被災するなど被害あり
昭和32年	札幌 恵庭島松	141 86	6.18	低気圧による大雨で河川氾濫 江別で428戸の家屋が、恵庭で1,000haの田畑が被災するなど千歳川においても被害あり
昭和33年	札幌 恵庭島松	70 105	6.33	台風11号と前線による大雨で河川氾濫 江別、恵庭、広島、南幌、長沼で合計282戸の家屋、1,781haの田畑が被災
昭和34年	札幌 恵庭島松	30 173	6.60	寒冷低気圧による大雨で島松川等が氾濫 千歳川全体で2,258戸の家屋、8,054haの田畑が被災するなど被害大
昭和36年	札幌 恵庭島松 札幌 恵庭島松	140(7月) 117(7月) 76(9月) 54(9月)	7.25(7月) 4.72(9月)	7月、前線と低気圧による大雨で道内の大小河川氾濫 石狩川全体で死者11名、被害家屋23,300戸、浸水面積523km ² 千歳川においても被害家屋3,047戸、被害田畑13,765ha、浸水面積181km ² 同年9月、第2室戸台風による暴風雨で、江別、千歳、恵庭、広島など家屋や田畑が被災
昭和37年	札幌 恵庭島松	203 150	7.47	台風9号と前線による大雨で道内の大小河川氾濫 石狩川全体で死者7名、被害家屋約41,200戸、浸水面積661km ² 千歳川においても被害家屋7,114戸、浸水面積206km ²
昭和39年	札幌 恵庭島松	75 127	6.83	低気圧と前線による大雨で河川氾濫 千歳川においても640戸の家屋、4,851haの田畑が被災
昭和40年	札幌 恵庭島松	139 181	7.25	台風23、24号により河川氾濫 千歳川においても3,627戸の家屋、12,876haの田畑が被災するなど甚大な被害
昭和41年	札幌 恵庭島松	44 179	7.93	前線と低気圧による断続的な局地的豪雨により河川氾濫 南幌、長沼などで被害大 千歳川全体で2,557戸の家屋、14,404haの田畑が被災するなど甚大な被害
昭和45年	札幌 恵庭島松	72 37	4.97	低気圧による暴風雨で河川氾濫 千歳、恵庭で家屋等が被災
昭和47年	札幌 恵庭島松	94 136	5.80	低気圧と台風による大雨で河川氾濫 千歳川においても恵庭で家屋等が、広島、南幌、長沼で田畑が被災するなど被害あり
昭和49年	札幌 恵庭島松	30 41	5.31	4月、低気圧による暴風雨で河川氾濫 千歳川全体で田畑や1,038戸の家屋が被災
昭和50年	札幌 恵庭島松	175 163	8.88	台風6号と前線による大雨で記録的な大洪水となり石狩川外各支川で氾濫し、被害家屋約20,600戸、浸水面積292km ² 、総被害額601億円 千歳川においても、被害家屋1,047戸、被害田畑6,079ha、浸水面積81km ² 、総被害額36億円
昭和54年	札幌 恵庭島松	133 141	6.30	台風20号による大雨で河川氾濫 千歳川流域3市3町で家屋や田畑が被災
昭和56年	札幌 恵庭島松 札幌 恵庭島松	294(8月上) 406(8月上) 229(8月下) 175(8月下)	9.85(8月上) 8.17(8月下)	8月上旬、前線と台風12号により道内全域で大雨となり、石狩川では既往最大規模の大洪水 石狩川全体で被害家屋約22,500戸、浸水面積614km ² 、総被害額1,152億円 千歳川においても被害家屋2,683戸、浸水面積192km ² 、総被害額267億円 さらに8月下旬、前線と台風15号により豊平川、千歳川流域を中心に集中的な豪雨となり河川氾濫 千歳川全体で田畑や1,275戸の家屋が被災し、総被害額60億円
昭和60年	札幌 恵庭島松	92 123	6.09	台風13号による大雨で河川氾濫 千歳川においても家屋、田畑等が被災
昭和62年	札幌 恵庭島松	93 226	7.43	低気圧による局地的な大雨で河川氾濫 千歳川全体で田畑や124戸の家屋が被災し、浸水面積は121km ²
昭和63年	札幌 恵庭島松	97 74	6.36	前線による大雨で留萌川、雨竜川に記録的な豪雨 千歳川においても恵庭、広島等で被害
平成元年	札幌 恵庭島松	91 168	6.82	秋雨前線と低気圧による大雨で千歳川支川の島松川、柏木川、ルルマップ川で氾濫 恵庭、広島、長沼等で被害
平成2年	札幌 恵庭島松	59 179	7.12	4月、低気圧による降雨で河川氾濫 千歳、恵庭、長沼等で被害
平成4年	札幌 恵庭島松	72 59	5.11	低気圧による大雨で、江別、南幌の7戸が被災
平成9年	札幌 恵庭島松	95 107	5.92	8月の前線及び台風11号により、千歳、長沼、南幌で6戸が被災
平成12年	札幌 恵庭島松 札幌 恵庭島松 札幌 恵庭島松 札幌 恵庭島松	46(3月) 59(3月) 16(4月) 51(4月) 40(5月) 86(5月) 103(7月) 90(7月)	3.66(3月) 5.13(4月) 5.21(5月) 5.25(7月)	3月、4月の低気圧及び融雪で、123戸が被害、5月に寒冷前線で千歳、長沼で被害があり、7月にも前線停滞で千歳、北広島、長沼、南幌で被害
平成13年	札幌 恵庭島松	153 176	7.51	9月に秋雨前線及び台風15号で千歳川流域4市2町27戸被災
平成17年	札幌 恵庭島松 札幌 恵庭島松	63(8月) 116(8月) 92(9月) 105(9月)	4.98(8月) 4.37(9月)	8月に前線の停滞により、千歳で1戸が被災 9月の台風14号により、長沼町で浸水被害

注1) 被害額は平成5年換算額である。

注2) 北海道開発局・千歳川流域治水対策協議会調べ

注3) 旧基本水準点による表示。

千歳川においては、昭和37年洪水で広範囲にわたり、破堤の被害が発生した。昭和56年8月洪水では漁川、嶮淵川で、破堤による被害が生じた。

表 2-1 堤防の主な被災履歴

河川名	築堤名	左右岸	距離標	市町村名	既往洪水	備考
千歳川	東野幌築堤	左岸	9.00	江別市	S37	S37.8 破堤
	東野幌築堤	左岸	9.60	江別市	S37	S37.8 破堤
	東野幌築堤	左岸	10.00	江別市	S37	S37.8 破堤
	東野幌築堤	左岸	12.00	江別市	S37	S37.8 破堤
	広島築堤	左岸	15.40	北広島市	S37	S37.8 破堤
	漁太築堤	左岸	26.80	恵庭市	S37	S37.8 破堤
	漁太築堤	左岸	27.00	恵庭市	S37	S37.8 破堤
	江別太築堤	右岸	4.00	江別市	S37	S37.8 破堤
	江別太上流築堤	右岸	6.00	南幌町	S37	S37.8 破堤
	江別太上流築堤	右岸	6.60	南幌町	S37	S37.8 破堤
	舞鶴築堤	右岸	19.80	長沼町	S37	S37.8 破堤
	舞鶴築堤	右岸	22.00	長沼町	S37	S37.8 破堤
漁川	左岸築堤	左岸	2.50	恵庭市	S56	S56.8 漏水破堤 ※洪水報告書 KP2.47~2.52
嶮淵川	左岸築堤	左岸	6.00	千歳市	S56	S56.8 溢水破堤 ※洪水報告書 KP6.02~6.08

千歳川の中下流部には広大な低平地が広がっているため、洪水時に石狩川本川の高い水位の影響を、日本の河川では他に例がないほど長い区間に亘り長時間受ける。

千歳川の水位が高いため、宅地や農地等に降った雨水は川に流れ込むことができず内水氾濫を引き起こし易い。特に戦後最高水位となった昭和56年8月上旬降雨時に計画高水位を超過している。

洪水時に高い水位が続くと、透水性の高い火山灰による堤体漏水や基盤漏水、強度的に軟弱な泥炭等の地盤が多い特性による基盤すべり、さらにそれに伴う破堤等の危険性が高い。

千歳川の源は、日本のカルデラ湖の中で2番目に大きな面積を有する支笏湖であり、その周辺は火山噴出物を主体とした透水性の高い地質からなっている。このため千歳川の流況は比較的安定している。また、裏の沢地点では、1/10 渇水流量^{注)}の流域面積100km²あたりの流量をみると、1.91m³/s（平成24年～令和3年）となっている。

千歳川の年間を通じた流況をみると、流域が積雪地域にあるため、3月下旬から5月にかけての融雪期は年間を通じ流量が最も豊富である。その後、降雨により流量は増加・変動するが、降雪期である12月から翌年3月までは流量の変動は小さい。

支川漁川では、融雪期に漁川ダムに水を蓄え、融雪期以降の時期における水利用に備えているが、毎年のように夏期に流況が悪化する傾向がある。

千歳川の水は、地域の産業や人々の生活をささえ、地域社会の発展に寄与している。

水力発電は、明治43年、千歳川上流に千歳第一発電所が建設されたことに始まり、その後も千歳川上流、支川の漁川において水力発電所の建設が進められ、現在7ヶ所で合計最大出力約40,400kwの発電が行われている。

かんがい用水については、開拓農民による利用に始まる。その後、明治43年からの第1期拓殖計画時代、昭和2年からの第2期拓殖計画時代、昭和27年からの総合開発計画時代を通じ、治水と農地開発の進展とともに耕地面積は拡大を続け、現在、年最大約46 m³/sの河川水がかんがい用水として利用されている。

水道用水は、千歳川流域の江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、南幌町、長沼町の4市2町に供給されている。

千歳川の水質汚濁に係る環境基準は、内別川合流点より上流がAA類型指定、内別川合流点より下流がA類型指定となっている。

千歳川の環境基準地点におけるBODの経年変化は、さけ・ますふ化場千歳支場では、環境基準を満たしていない年も見られる。また、その下流の新江別橋では環境基準を平成10年以前において満たしていない年も見られるが、近年は満たしている。

漁川ダムでは、ダムを水源とする上水道用水においてカビ臭が発生していたが、平成13年度から実施した貯水池水質保全事業により改善された。

また、千歳川の水質事故は、毎年数件発生しており、それらのほとんどが油類の河川への流出である。引き続き関係機関と連携し、水質の保全、水質事故発生の防止に努める必要がある。

注) 1/10渇水流量とは、既往の水文資料から抽出した10カ年の第1位相当の渇水流量であって、観測期間が最近30年間の場合は年々の渇水流量の下から3位、20年間の場合は下から2位、または10年間の場合は最小のもの

千歳川は低平地を蛇行して流れ、狭い高水敷にはヨシ群落が生育している。

また、千歳川では、明治 21 年にサケの本格的なふ化放流事業が国内で最初に始められ、近年でも国内有数のサケ遡上河川としての重要な役割を持っており、最近では、支川漁川の恵庭市市街地などでも遡上、産卵が確認されている。千歳川は、ヤマメやカワシンジュガイ等が生息しているほか、長都大橋上流付近や祝梅川合流点付近ではヘイケボタルが確認されている。

鳥類は、日本国内では北海道のみで繁殖するショウドウツバメの営巣が確認されている。また、千歳川流域は、コガモ、コハクチョウなどの渡り鳥の中継地となっており、千歳川流域の水辺は、ねぐらや採餌場として重要な役割を持っている。



KP27 付近の
ヨシクサヨシ群落



マガモ



カワシンジュガイ



サケ



ヤマメ

特定外来生物等の新たな侵入や分布拡大により、在来生態系へ大きな影響が生じるおそれがあるため、河川環境に関する情報を適切にモニタリングし、地域と連携しながら拡大防止に努める必要がある。

千歳市などの市街地では、サケのふるさと千歳水族館や漁川河川緑地などの河川公園を多くの人々が利用していることから、河川と街並が調和した河川景観のあり方が重要となっている。

中下流部の農業地帯では、千歳川は低平地をゆったりと流れ、遠景の馬追丘陵、恵庭岳等と一体となった田園景観を創出している。

山間域では、支笏湖やえにお湖(漁川ダム貯水池)の湖岸の森林と湖水を眺望することができ、さらに白扇の滝、ラルマナイの滝や溪流など変化に富む景観を見ることができる。

千歳川の河川空間は、市街地及びその隣接地を中心に、水辺の自然とふれあい親しむ場や、カヌー、パークゴルフなどのスポーツをはじめ日常的なレクリエーションの場、環境教育の場等として利用されている。



漁川ダム堤頂より遠景に山地(恵庭市)



漁川の河川公園(恵庭市)

千歳市街には、道の駅サーモンパーク千歳、隣接してサケのふるさと千歳水族館があり国内外から多くの観光客が訪れている。

市街地にある河川管理用の道路をはじめ、河川空間は住民によるイベント空間や散策路等としても利用されており、ネットワークの形成など機能の増進が期待されている。

また、花植えなど地域住民による街並景観づくりが河川空間において盛んになっており、河川景観の向上にも寄与している一方、河川空間へのゴミの不法投棄対策が課題となっている。



河川空間でのイベント(千歳市)



河川空間でのイベント(恵庭市)



マラソン大会(恵庭市)



漁川河川緑地(恵庭市)

3. 河川管理上留意すべき事項

- ・千歳川は透水性が高い火山灰層および泥炭層や粘土層が分布する軟弱地盤帯を流下し石狩川に合流する。洪水時、石狩川本川の影響を受ける区間が長く（約42km）、高い水位が長時間続く。そのため、堤防は本川と同じ強度で整備し、維持管理が必要となる。
- ・また、内水対策として排水機場が多数設置されている。
- ・千歳市街地では、油類の河川への流出などの水質事故が年間数件程度発生している。上流域で水質事故が発生した場合は、大きな影響を及ぼすおそれがある。そのため、引き続き関係機関と連携し、水質の保全、水質事故発生の防止等に努める必要がある。
- ・市街化が進み、河川敷地に住宅地が隣接しているため、河川敷地の不法占用、ゴミの不法投棄が見られる。
- ・千歳川本川、支川の市街地では、高水敷へのアクセスが容易なため、散策に訪れる市民が多いことから、利用者の安全面に留意が必要である。
- ・千歳川に注ぐ一部の支川では、洪水時に本川の影響を受ける区間が長く、高い水位が長時間続くことから留意が必要である。
- ・河川管理施設については、設置後40年以上を経過した施設も多く、施設の状態を適切に把握する。



石狩川合流点付近(江別市街地)



千歳市街地(KP43.0)付近



旧夕張川合流点(KP17.0)付近



漁太排水機場



幌向運河樋門

4. 河川の区間区分

氾濫区域に多くの資産を有し、堤防によって背後地が守られている区間をA区間とする。一方、背後地の地盤高が部分的に高く、一連区間で堤防を有しておらず、氾濫域に社会的に重要な施設がない区間をB区間とする。

対象河川における区間区分は以下の通りである。

- ① 千歳川 (L=44.8km)
 - A区間 (全区間、L=44.8km)
 - 氾濫域には多くの資産を有し、堤防によって背後地が守られているため。
- ② 旧夕張川
 - A区間 (全区間、L=3.5km)
 - 千歳川と同様のため。
- ③ 漁川
 - A区間 (全区間、L=13.7km)
 - 千歳川と同様のため。
- ④ 嶮淵川
 - A区間 (全区間、L=7.2km)
 - 千歳川と同様のため。
- ⑤ 島松川
 - A区間 (全区間、L=0.7km)
 - 千歳川と同様のため。
- ⑥ 遊水地群
 - ・ 江別太遊水地
 - ・ 晩翠遊水地
 - ・ 東の里遊水地
 - ・ 北島遊水地
 - ・ 根志越遊水地
 - ・ 舞鶴遊水地
 - A区間
 - 千歳川と同様のため。

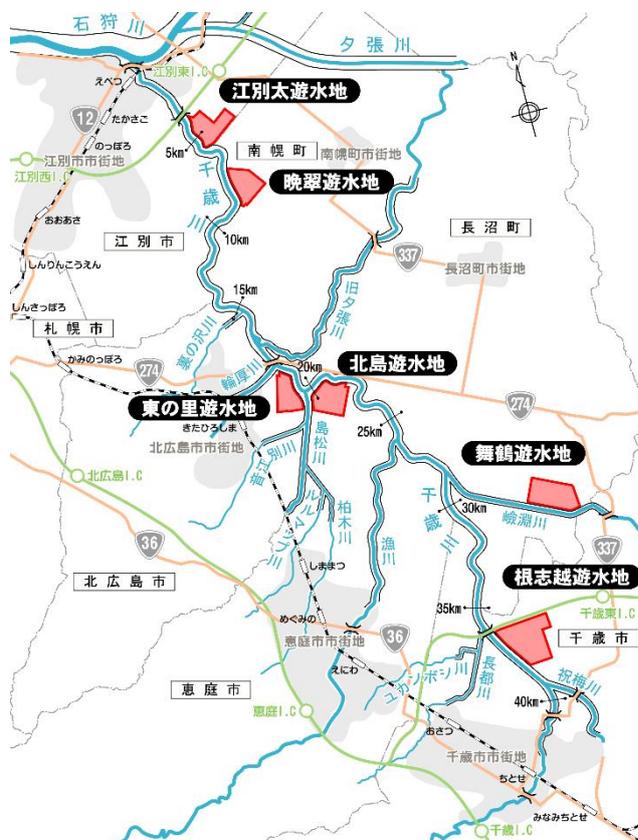


図 4-1 河川と遊水地群の位置図

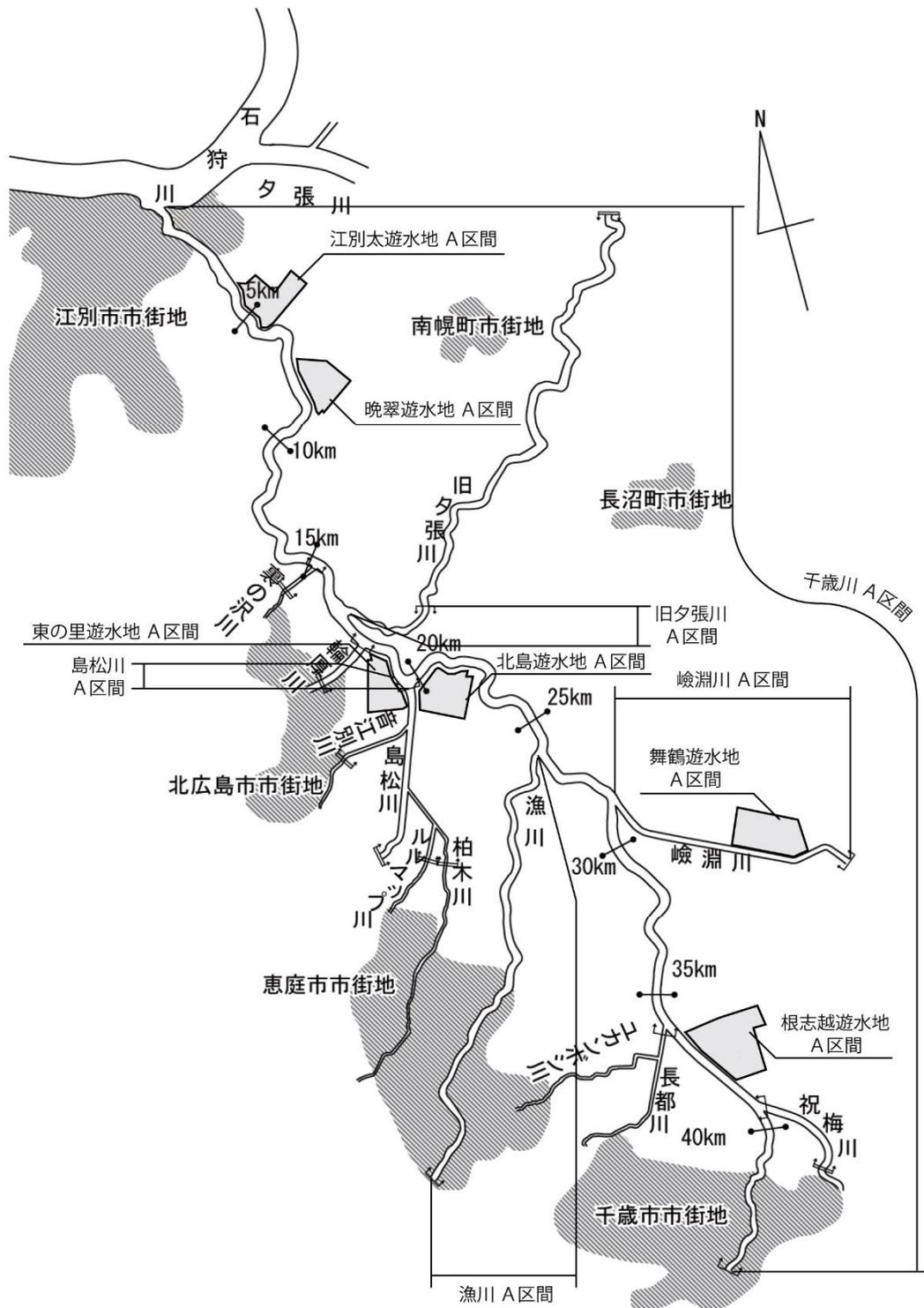


図 4-1 河川の区間区分

5. 河川維持管理目標

5-1 河道流下断面の確保

(1) 堆積土砂の掘削（区間共通）

河道の流下能力（治水安全度）の維持のため、整備計画目標流量に達している区間においては整備計画目標流量を維持するよう、また整備計画目標流量に達していない区間については現況の流下能力（河川整備計画作成年時）を確保するよう、掘削を実施する。

(2) 樹木伐開（区間共通）

現況河道の流下能力（治水安全度）の維持のため、整備計画目標流量に達している区間においては整備計画目標流量を維持するよう、整備計画目標流量に達していない区間については現況の流下能力（河川整備計画作成年時）を確保するよう、樹木の伐開を実施する。また、河川管理施設の保護、河川巡視や監視の支障となる場合、流量等観測精度の確保する場合にも樹木の伐開を実施する。

(3) 堤防の高さ・形状の維持（A区間）

現況河道の流下能力（治水安全度）の維持のため、定期縦横断測量を実施し堤防の高さ、形状の確認を行い、整備計画目標流量に達している区間においては整備計画目標流量を維持するよう、整備計画目標流量に達していない区間については現況の流下能力（河川整備計画作成年時）を確保するよう、堤防の高さ・形状維持を行う。

5-2 施設の機能維持

(1) 各河川管理施設の機能維持（区間共通）

各々の施設が維持すべき機能が低下するおそれがある変状等が見られた場合には、モニタリングを継続し、変状の状態から施設の機能の維持に重大な支障をもたらすと判断した場合には、必要な対策を実施する。

(2) 水文観測施設の補修（区間共通）

観測精度が確保されていないと判断された場合は、確実な観測が行えるよう必要な対策を実施する。

(3) 河川利用施設の補修（区間共通）

高水敷や旧川跡地では公園が整備され河川利用者が多いことから、各河川利用施設の機能維持を図る。変状等が見られ、その状態から施設の機能に重大な支障をもたらすと判断した場合には、必要な対策を実施する。

5-3 緊急時の対策

(1) 緊急時の対策（区間共通）

出水時の対策や、水質事故等への対策を万全とするため、側帯設置や水防及び水質事

故資材の整備を実施する。資機材等については、定期的に点検を行い、保管状況を把握するとともに、不足の資機材は補充を行う。

5-4 維持修繕計画

(1) 河川管理施設の機能維持（区間共通）

修繕が必要な老朽施設の補修を行い河川管理施設としての機能を維持する。

5-5 河川区域の適正な利用

(1) 不法行為等の是正・防止（区間共通）

河川敷地の不法占用や不法行為については、平常時の河川巡視により状況把握を行い、不法行為を発見した場合は、原因者への指導、是正措置に努める。

6. 河川の状態把握

6-1 基本データの収集

(1) 縦横断測量

① 実施の基本的な考え方

洪水による災害の発生の防止、利水の安全度確保のための流量確保、河川の適切な利用の推進のため適切な許認可の実施、河川環境の整備と保全のための生物の生息環境の維持、流水の正常な機能の維持、河川景観の保全を図るため、縦横断測量を実施し、河道、堤防の形状を把握する。

② 実施の場所、回数、密度

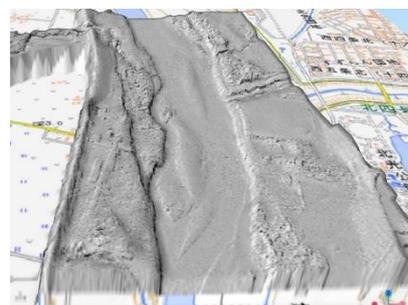
全川（遊水地含む）において全区間5年に1回実施する。

大規模出水時（氾濫危険水位を目安）が発生した場合は、必要に応じて実施する。

横断測量は、直轄管理区間内に設置した各距離標断面（200m）及び床止・堰等の横断工作物、橋梁位置において実施する。

③ 実施に当たっての留意点

- ・縦横断測量を実施した際には、過去の断面との重ね合わせや流下能力の評価を実施するとともに、滲筋の変化等を把握する。
- ・出水後の測量区間については、区間内の洪水痕跡や水位情報により判断するものとする。
- ・千歳川流域は、軟弱地盤帯であることから、堤防と河道一連で測量を実施し、形状を把握する。
- ・航空レーザ測量による3次元点群データを活用して、実施する。



3次元点群データ

(2) 平面測量（空中写真測量）

① 実施の基本的な考え方

洪水による災害の発生防止、河川の適切な利用推進のための許認可実施、河川環境の整備と保全のための生物の生息環境の維持、流水の正常な機能の維持、河川景観の保全および河道計画、河川管理に活用するため、平面測量を実施し、河道および堤防の平面形状を把握する。なお、図化については適宜実施する。

② 実施の場所、回数、密度

千歳川及び遊水地においては、全区間10年に1回実施する。

旧夕張川、島松川、漁川、嶮淵川においては、全区間15年に1回実施する。

③ 実施に当たっての留意点

調査結果は、河川整備計画の検討、河川周辺の土地利用変化の把握、河道変遷履歴の把握、河川水辺の国勢調査（情報基図）等への活用を図る。

UAV や AI など最新技術を積極的に活用し、効率化に努める。

(3) 河道内樹木調査

① 実施の基本的な考え方

河道内樹木は、流下能力の障害、流木による横断工作物の損傷・樋門吐口水路護岸の損傷・河川監視の支障や河川管理における基礎データとして重要な流量観測実施時の支障等の原因となるおそれがあることから、樹木の繁茂状況（樹種・樹木群の高さ、枝下高さ、胸高直径、樹木密度等）を調査し、樹木伐開の基礎データとする。

② 実施の場所、回数、密度

【概略調査】伐開箇所において、航空写真や河道点検で樹木分布や密度の概略を把握する。

【詳細調査】概略調査の結果を踏まえ、必要に応じて外来種・在来種・貴重種等の詳細調査を実施する。

③ 実施に当たっての留意点

河道内樹木調査を実施した際には、既往調査資料との比較を行い、樹木の生育特性、樹木管理計画等の基礎資料とする。

UAV や AI など最新技術を積極的に活用し、効率化に努める。

(4) 河床材料調査

① 実施の基本的な考え方

河道計画作成基礎データ収集のため、河床材料調査を実施する。

② 実施の場所、回数、密度

直轄区間全川を対象とし、縦横断測量時期と合わせることを基本とし、千歳川においては5年に1回実施する。

旧夕張川、島松川、漁川、嶮淵川においては10年に1回実施する。

③ 実施に当たっての留意点

河床材料調査を実施した際には、既往調査結果との比較や縦横断測量結果による河道変化の状況を踏まえ、代表粒径の変化など、流砂形態の変遷等を把握する。

(5) 水位観測

① 実施の基本的な考え方

河川水位について、現況流下能力の把握をはじめ経年的にデータを蓄積することにより河川の流出特性把握、水文統計や河道計画等の基礎資料とするため観測する。また、危険箇所には、簡易水位計を設置する。リアルタイムデータは雨量データとともに洪水予測等の適切な洪水対応、渇水対応など基本的データとして活用する。

② 実施の場所、回数、密度

水文観測業務規定に基づく水文観測業務計画により実施する。

③ 実施に当たっての留意点

特になし。

④ 観測所一覧

表 5-1 観測所一覧（水位観測）

河川名	観測所名	所在地
千歳川	西越	千歳市幸福1丁目849番地
千歳川	舞鶴	恵庭市漁太無番地
千歳川	南6号樋門	夕張郡長沼町西6線南6号
千歳川	裏の沢	空知郡南幌町南15線23番地
千歳川	東光	江別市朝日町
漁川	日の出橋	恵庭市牧場35
嶮淵川	嶮淵	千歳市泉郷800番地

(6) 雨量観測

① 実施の基本的な考え方

流域内雨量について、出水時の降雨量把握、洪水予測ならびに洪水防御計画、渇水対策および水文統計データ等を得るため管内の地上雨量観測所において観測する。

② 実施の場所、回数、密度

水文観測業務規定に基づく水文観測業務計画により実施する。

③ 実施に当たっての留意点

特になし。

④ 観測所一覧

表 5-2 観測所一覧（雨量観測）

河川名	観測所名	所在地
千歳川	裏の沢	空知郡南幌町南15条西23番地
輪厚川	輪厚	北広島市中央1丁目60番地先
千歳川	南長沼	夕張郡長沼町883番3
千歳川	舞鶴	恵庭市漁太121番地
漁川	恵庭	恵庭市桜町149
千歳川	西越	千歳市根志越849番地
千歳川	ふ化場	千歳市蘭越

(7) 高水流量観測

① 実施の基本的な考え方

流量観測は河川計画の立案や洪水予報等の河川管理の基本をなす重要なものであり、長年継続して調査が実施されている。流量観測により得られた水位流量変換式（H-Q式）は洪水時のリアルタイムによる流量予測等に用いられるものである。

② 実施の場所、回数、密度

流量観測所は、河川等の管理、計画施工上重要な地点に設置し、水位観測所を併置する。観測は、観測所毎に決めている水防団待機水位以上を基準として実施する。

③ 実施に当たっての留意点

高水流量観測所はH-Q式作成段階で水位区分（低水部から上の範囲でバランスよく最高水位部分まで）のデータを確保するため、遅滞なく適時に観測出動の指示を行う。

観測する際には河川砂防技術基準の水深及び流速測定間隔に基づき観測を行う。

④ 観測所一覧

表 5-3 観測所一覧（高水流量観測）

河川名	観測所名	所在地
千歳川	西越	千歳市幸福1丁目849番地
千歳川	舞鶴	恵庭市漁太無番地
千歳川	裏の沢	空知郡南幌町南15線23番地
漁川	日の出橋	恵庭市牧場35
嶮淵川	嶮淵	千歳市泉郷800番地

(8) 低水流量観測

① 実施の基本的な考え方

流量観測は河川計画の立案や河川の正常な流量確保するために必要な河川管理の基本をなす重要なものであり、長年継続して調査が実施されている。流量観測により得られた水位流量変換式（H-Q式）は渇水時の流量予測等に用いられるものである。

② 実施の場所、回数、密度

低水流量観測はH-Q式作成のため、幅広く様々な水位において観測する。

③ 実施に当たっての留意点

観測する際には河川砂防技術基準の水深及び流速測定間隔に基づき観測を行う。

④ 観測所一覧

表 5-4 観測所一覧（低水流量観測）

河川名	観測所名	所在地
千歳川	西越	千歳市幸福1丁目849番地
千歳川	舞鶴	恵庭市漁太無番地
千歳川	裏の沢	空知郡南幌町南15線23番地
漁川	日の出橋	恵庭市牧場35
嶮淵川	嶮淵	千歳市泉郷800番地

(9) 水質観測

① 実施の基本的な考え方

水質観測は河川水の適正な管理を行うため水中の化学的、生物化学的及び細菌学的性状について調査を実施するものである。

② 実施の場所、回数、密度

水質観測地点は、流水の正常な機能の保持、環境基準の保持等公共用水域の管理上重要な地点の他、水質に影響を及ぼす支川や排水路合流部など必要に応じて設置する。

③ 実施に当たっての留意点

特になし。

④ 観測所一覧

表 5-5 観測所一覧（水質観測）

河川名	観測所名	環境基準		距離 (km)	所在地	水質観測所			備考
		地点	類型			自動	採水	底質	
千歳川	新江別橋	環境基準点	A	0.6	江別市4条1丁目		月1回		
	日の出橋	一般地点	A	42.5	千歳市花園町2丁目		年4回		採水 5, 8, 11, 1月

* 公共用水域水質監視及び水質自動監視装置設置の調査地点

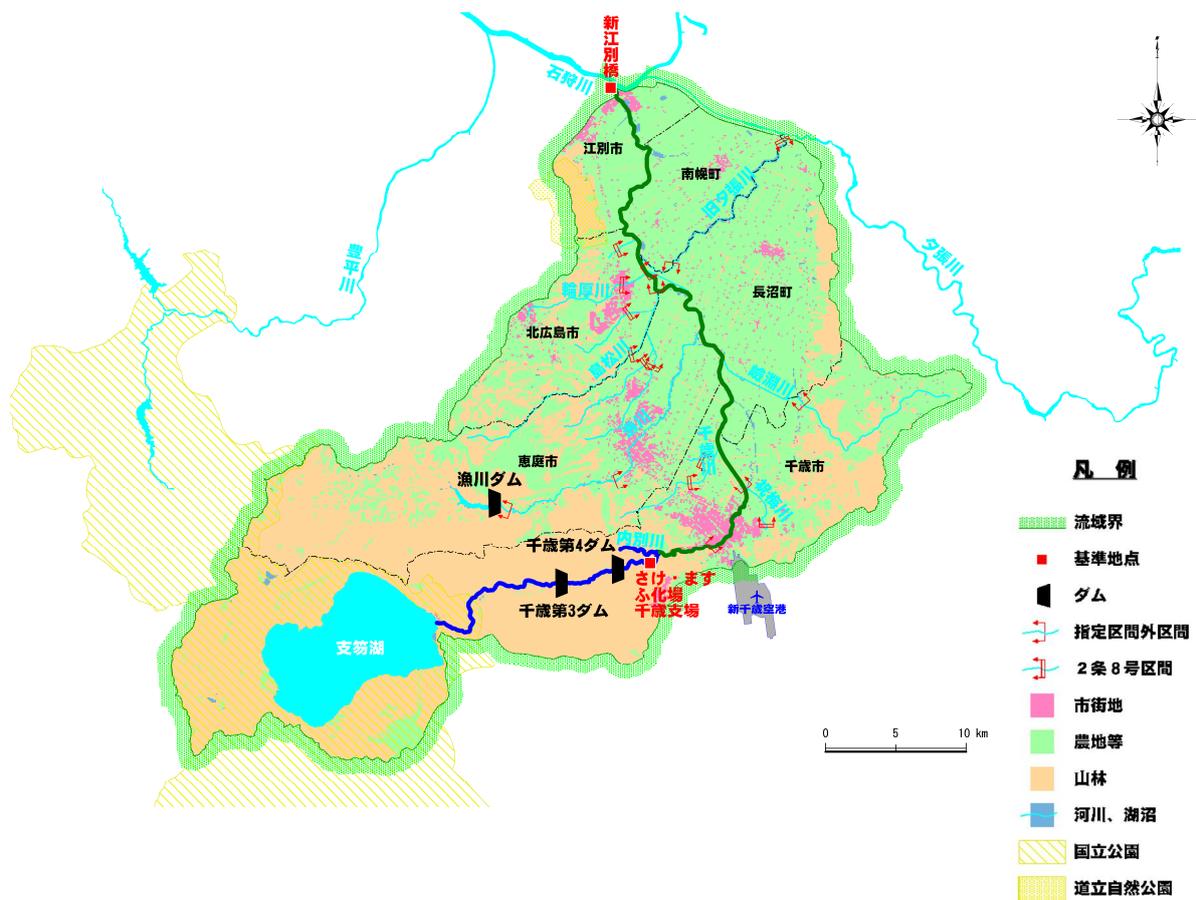


図 5-1 生活環境の保全に関する環境基準（河川）の類型指定

(10) 漏水調査

① 実施の基本的な考え方

過去の漏水実績を把握し、新たな漏水情報は河川カルテ等に随時追加するとともに、堤防の要注意箇所把握、堤防強化のための基礎データとして把握する。なお、千歳川流域は低平地で、石狩川の高い水位の影響を長時間受けることによる内水被害が生じやすいことを考慮し、調査を実施する。

② 実施の場所、回数、密度

出水時に氾濫注意水位を超えた箇所において、河川堤防モニタリング技術ガイドライン（案）に基づき、必要に応じて適宜堤防の状況を監視する。

③ 実施に当たっての留意点

漏水は堤防の保全上極めて危険な現象であるが、降雨時や堤防が植生で覆われている時などは、漏水か否かの判定が難しいため、疑わしい場合には専門的な知識や経験を有する者が判断する。また、地域住民・水防団・自治体等からの情報を十分に活用する。



漏水調査イメージ

(11) 河川水辺の国勢調査

① 実施の基本的な考え方

河川環境に配慮した河川維持管理を実施するため、基本データとなる河川水辺の国勢調査を実施する。

② 実施の場所、回数、密度

- ・河川水辺の国勢調査マニュアルに基づき実施する。
- ・調査項目は、鳥類、植物、両生類、爬虫類、哺乳類、陸上昆虫類等、魚介類、底生動物を基本とし、魚介類、底生動物は5年、その他の項目は10年サイクルを基本とし実施する。

③ 実施に当たっての留意点

- ・河川環境に関する情報は多岐にわたるため、河川環境基図にまとめる。
- ・データの収集・整理に当たっては、必要に応じ、河川水辺の国勢調査環境アドバイザーの意見を聴く。

(12) 堤防断面調査

① 実施の基本的な考え方

河川堤防は、歴史的経緯の中で建設された土木構造物であり、内部構造が不明確な場合もあることから、完成している区間においても安全性の点検を行うとともに機能の維持及び安全性の確保を図る必要がある。このため、樋門改築等により堤防開削を伴う工事が実施される場合は堤防断面調査をあわせて実施し、堤体材料の把握を行うものとする。

② **実施の場所、回数、密度**

樋門工事等に伴い、堤防を開削した時に実施する。

③ **実施に当たっての留意点**

堤防開削工事の工程を把握し、適切な堤防断面調査が行えるよう、計画的に調査を行う。調査結果は、河川カルテ等に活用を図る。

6-2 堤防点検等のための環境整備

(1) 堤防除草（堤防監視の条件整備）

① **実施の基本的な考え方**

堤防の変状等の外観点検を迅速かつ的確に行うこと、堤防の法面を防御する芝の被覆状態を維持すること等を目的に行う。

② **実施の場所、回数、密度**

実施場所は全管理区間とする。

堤防法面の除草は年1回以上を標準とする。

過去に被災を受けた箇所や堤防が被災した場合には被害が甚大となることが想定される市街地においては、年2回の除草とし、堤防の状態把握を行うものとする。



堤防除草

(2) 除草後の集草・除去

① **実施の基本的な考え方**

堤防点検及び刈草の飛散防止のため、集積（集草）・搬出を実施する。

② **実施の場所、回数、密度**

市街地においては、除草毎の実施を標準とする。また、堤内排水箇所については、必要に応じ刈草を除去するものとする。

③ **実施に当たっての留意点**

資源のリサイクル及び除草コストの縮減の観点から、刈草を飼料や堆肥等として積極的に有効利用するように努める。

6-3 河川巡視

(1) 平常時の河川巡視

① **実施の基本的な考え方**

平常時の河川巡視は河川維持管理の基本をなすものであり、定期的、計画的に河川を巡回し、その異常及び変化等を概括的に把握するために行う。

② 実施の場所、回数、密度

河川巡視は、河道、河川管理施設及び許可工作物の状況の把握、河川区域等における不法行為の発見、河川空間の利用に関する情報収集、河川の自然環境に関する情報収集を対象として、車上巡視を主とする。

なお、詳細な巡視項目は北海道開発局平常時河川巡視規程による。

A区間においては夏期：週2回、冬期：週1回実施する。

③ 実施に当たっての留意点

- ・河川利用者の多い区域では、利用者の安全面に留意すること。なお、巡視に当たっては、河川カルテを携行し効率的に行うこと。
- ・震度4の地震が発生した場合には、地震発生の日または翌日（翌日が閉庁日の場合は次開庁日）の河川巡視により、河川管理施設及び許可工作物の異常、変化等の把握を重点的に行う。なお、重大な被害が確認された場合は詳細点検を実施する。
- ・巡視によって発見された変状等の情報はタブレット端末に記録し、データベース化を図る。

(2) 出水時の河川巡視

① 実施の基本的な考え方

出水時においては、状況が刻々と変化し、これに対応して適切な措置を講じる必要がある。出水時の河川巡視は、堤防、洪水流、河道内樹木、河川管理施設及び許可工作物、堤内地の浸水等の状況を概括的に把握するために実施する。

② 実施の場所、回数、密度

氾濫注意水位を上回る出水時に実施する。

なお、巡視事項等は北海道開発局出水時河川巡視規程による。

③ 実施に当たっての留意点

千歳川は、洪水時に石狩川本川の影響で、高い水位が長時間続くことから、漏水、法崩れ等に留意するとともに、内水状況についても留意する。河川巡視により漏水や崩壊等の異常が発見された箇所においては、直ちに水防作業や緊急的な修繕等の適切な措置を講じる必要があるため、関連自治体等との情報連絡を密に行う。

(3) 目的別巡視

① 実施の基本的な考え方

河川特性や課題等を考慮し、場所、目的等を絞った目的別巡視を実施し、適切な河川管理を行う。

② 実施の場所、回数、密度

特定の項目を詳細に把握するため、適切な時期に、週1回以上の巡視を実施する。

③ 実施に当たっての留意点

異常等を把握した場合は、速やかに対応策の検討を行う。

6-4 点検

(1) 出水期前・台風期点検

① 実施の基本的な考え方

河川が有すべき河道の流下能力、堤防等の河川管理施設の安全性について、治水上の機能確保を目的に点検を行う。

② 実施の場所、回数、密度

堤防、河川管理施設(堤防を除く)、河道の点検を、台風期までに行うことを基本とし、堤防に関する点検は除草後の実施を基本とする。点検については目視による点検を基本とし、必要に応じて車両等の併用を行う。点検項目については、堤防等河川管理施設及び河道の点検要領による。

③ 実施に当たっての留意点

点検にあたっては十分安全に留意し、1名での単独点検は行わず、UAV や AI など最新技術を積極的に活用し、効率化に努める。また、河川カルテ及びタブレット端末を携帯し、変状の進行等を記録し、適切な評価ができるように取りまとめる。

(2) 出水後点検

① 実施の基本的な考え方

氾濫注意水位を超える出水が発生した場合に点検を行う。なお、氾濫注意水位には達しないが、水防団待機水位以上の経過時間が48時間以上となった場合も点検を実施する。

② 実施の場所、回数、密度

出水後の点検については、堤防、河川管理施設(堤防を除く)、河道の点検を実施する。点検については目視による点検を基本とし、必要に応じて車両等の併用を行う。点検項目については、堤防等河川管理施設及び河道の点検要領による。

③ 実施に当たっての留意点

点検にあたっては十分安全に留意し、1名での単独点検は行わず、UAV や AI など最新技術を積極的に活用し、効率化に努める。また、河川カルテ及びタブレット端末を携帯し、変状の進行等を記録し、適切な評価ができるように取りまとめる。

(3) 地震時の点検

① 実施の基本的な考え方

点検の基準となる震度を観測した場合、地震発生後に河川管理施設及び許可工作物の点検を実施する。

② 実施の場所、回数、密度

震度5弱以上の地震が発生した場合、地震発生後直ちに点検を実施する。また、震度4の地震が発生した場合において、以下のいずれかに該当する場合にも点検を実施する。

なお、点検範囲は平常時の巡視の対象区域と同じとする。

- ・出水により水防団待機水位を超えて、氾濫注意水位に達するおそれのある場合
- ・直前に発生した地震または出水、もしくはその他の原因により既に河川管理施設または許可工作物が被災しており、新たな被害の発生が懸念される場合

③ 実施に当たっての留意点

点検にあたっては十分安全に留意し、1名での単独点検は行わず、UAV や AI など最新技術を積極的に活用し、効率化に努める。また、河川カルテ及びタブレット端末を携帯し、変状の進行等を記録し、適切な評価ができるように取りまとめる。

(4) 機械設備を伴う河川管理施設の点検

① 実施の基本的な考え方

河川構造物の土木施設部分が被災すると、これが原因となって本体周辺の堤防や河岸が被災し大きな被災に至ることがある。そのため、年間を通じた点検を実施し、土木施設の変状等の異常を発見した際には傾向管理を行い、すみやかに補修・補強等の適切な措置を講じる。

② 実施の場所、回数、密度

・排水機場

年点検：年1回 ※総合試運転も同時に実施

普通点検：月1回（5月～11月、3月）※管理運転も同時に実施

休止時点検：月1回（12月～2月）

・水門・樋門・樋管

年点検：年1回 ※開閉装置動作確認も同時に実施

月点検：原則1月、2月を除く各月について月1回実施するものとし、12月及び3月については、降雪や融雪の実態に応じて必要な回数を定め、実施するものとする。なお4月から10月までの期間においては操作頻度等を考慮し月2回行う。

・電気設備関係

多重無線関係、光ファイバー・テレメータ・自家用電気工作物（排水機場）・システム関係（統一河川情報）

個別点検：12ヶ月に1回

総合点検：12ヶ月に1回（多重無線関係・CCTV装置・自家用電気工作物(排水機場)）

③ 実施に当たっての留意点

水門、樋門、樋管等のゲート設備の点検については「河川用ゲート設備 点検・整備・更新マニュアル(案)」、排水機場のポンプ設備の点検については、「河川ポンプ設備 点検・整備・更新マニュアル(案)」、「河川ポンプ設備更新検討要綱」、「河川ポンプ設備更新検討マニュアル」、光情報施設等の電気設備等については、「電気通信施設点検基準(案)」に基づき、総合診断を実施する。また、樋門の洪水痕跡計においても機能を維持するために定期的に点検を行う。なお、出水期においては「出水期における河川管理

施設及び許可工作物の点検の実施について」に基づき、出水期における災害の防止に万全を期するため点検を行う。

④ 施設一覧

別紙1(直轄河川：樋門・水門・排水機場等)参照

(5) 許可工作物の点検

① 実施の基本的な考え方

許可工作物にあっても、河川管理施設と同等の治水上の安全性を確保することが必要であり、適切な時期に設置者により点検がなされる必要がある。したがって、設置者が出水期前等の適切な時期に点検を実施する。

② 実施の場所、回数、密度

- ・施設の状況：本体、取付護岸(根固を含む)、高水敷保護工、吐出槽、除塵機等
- ・作動状況：ゲート、ポンプ、警報装置
- ・施設周辺状況：工作物下流側の河床洗掘、堤防の空洞化
- ・管理体制の状況(操作要領等に照らし合わせて、出水時及び平水時における操作人員の配置は適切か、出水時等の通報連絡体制は適切かを確認)

③ 実施に当たっての留意点

河川管理者は点検結果の報告を受け、施設の状態確認を行うとともに、必要に応じて設置者に立会いを求めて点検の結果を確認する等により、的確な点検がなされるよう努める。また、河川巡視により、許可工作物の状況を把握し、必要に応じて設置者に臨時の点検実施等を指導する。

④ 施設一覧

別紙2(許可工作物)参照

(6) 水文観測施設の点検

① 実施の基本的な考え方

水文観測は、総合的な河川計画の立案、河川工事の実施、河川の適正な維持、河川環境の整備及び保全その他の河川の管理に活かされるものであり、水文観測業務規程等に基づき、観測所、観測器械及び観測施設の維持及び管理を行う。

② 実施の場所、回数、密度

定期点検はデータ欠測が生じないように実施するもので、施設・設備において特に器械類を外側からの目視により点検するものであり、月1回以上実施する。

総合点検は測定部、記録部、器械類の故障及び観測データの精度向上が図られるよう保守及び校正を行うとともに、器械の老朽化や不調による欠測を未然に防ぐため器械の診断を行うものであり、定期点検を実施した上で器械類の内部についても詳細な点検を、出水前に年1回以上実施する。

③ 実施に当たっての留意点

点検により異常等が確認された場合は速やかに報告を受け、必要な対策を検討する。

また、点検時には、観測に支障となる樹木等が無いかな、周辺状況にも留意する。

(7) 河川カルテ等

① 実施の基本的な考え方

河川カルテは、堤防、河道、施設の状態に加え、点検、補修対策等の河川維持管理における実施事項に加え、河川改修等の河川工事、災害及びその対策等、河川管理の履歴として必要な事項を記載し、河川管理の基礎資料とする。

② 実施の場所、回数、密度

河川巡視や各種点検等により得られた変状などの重要情報を蓄積し、常に新たな情報を追加する。作成にあたっては、河川カルテの作成要領による。

③ 実施に当たっての留意点

河川カルテは河川の維持管理状況を把握する基本情報のため、維持管理関連予算要求の資料や被災時の災害復旧に申請に資する基礎資料となることから、河川カルテ作成要領に基づき、適切にデータの蓄積を行う。

(8) 河川の状態把握の分析、評価

① 実施の基本的な考え方

適切な維持管理対策を検討するため、河川巡視、点検による河川の状態把握の結果を分析、評価するとともに、評価内容に応じて適宜、河川維持管理計画等に反映する。なお、その考え方を以下の表に示す。

変状箇所ごとの評価区分	施設の総合的な評価区分	状態	変状確認	機能支障
a 異状なし	A 異状なし	<ul style="list-style-type: none"> 目視できる変状がない、または目視できる軽微な変状が確認されるが、堤防等河川管理施設の機能に支障が生じていない健全な状態 	なし	なし
b 要監視段階	B 要監視段階	<ul style="list-style-type: none"> 堤防等河川管理施設の機能に支障が生じていないが、進行する可能性のある変状が確認され、経過を監視する必要がある状態（軽微な補修を必要とする変状を含む） 	あり	なし
c 予防保全段階	C 予防保全段階	<ul style="list-style-type: none"> 堤防等河川管理施設の機能に支障が生じていないが、進行性があり予防保全の観点から、対策を実施することが望ましい状態 詳細点検（調査を含む）によって、堤防等河川管理施設の機能低下状態を再評価する必要がある状態 	あり	なし
d 措置段階	D 措置段階	<ul style="list-style-type: none"> 堤防等河川管理施設の機能に支障が生じており、補修または更新等の対策が必要な状態 詳細点検（調査を含む）によって機能に支障が生じていると判断され、対策が必要な状態 	あり	あり

なお、予防保全段階においては点検評価表を基に補修の優先順位を設定し、短期的（3～5年程度）な補修計画を立案する。

② 実施の場所、回数、密度

直轄区間全川において、点検の結果から必要に応じて実施する。

③ 実施にあたっての留意点

河川や河川管理施設の状態把握を行い、分析、評価し、適切に維持管理対策を行うにあたっては、これまでの維持管理の中で積み重ねられてきた広範な経験や、河川に関する専門的な知識、場合によっては最新の研究成果等を踏まえ、対応を検討する。

7. 具体的な維持管理対策

(1) 天端補修

① 実施の基本的な考え方

河川巡視や堤防点検、および水防活動に支障をきたさぬよう、堤防天端の補修（不陸箇所での砂利のかき起こし整正、天端敷砂利、アスファルト修繕等）を実施する。

② 実施の場所、回数、密度

直轄区間全川において、河川の状態把握の点検評価表を基に、Cランクと評価された箇所の補修優先度を適正に判断し、補修を実施する。Bランクと評価された箇所についても不陸による段差が発生し、巡視車両の走行に支障をきたす場合や天端不陸箇所に雨水が長期間溜まることによる、堤体への悪影響が懸念される場合には必要に応じて実施する。また、堤防天端や管理用道路の舗装箇所については、アスファルトの破損に伴い雨水の浸透による堤体への悪影響が懸念されるときや、一般の利用が多い区間について、必要に応じて補修を実施する。

③ 実施に当たっての留意点

点検評価がBランクと判断された箇所であつ、②に該当しない箇所については原則、状態監視を継続して行うものとする。

(2) 高水敷樹木伐開

① 実施の基本的な考え方

現況河道の流下能力の維持、河川管理施設の保護（樹木の侵入等による損傷防止）、適切な河川監視及び管理（河川巡視の障害、CCTVの可視範囲の確保、流量観測精度の確保、河岸崩落の監視、流下阻害の解消、不法投棄対策等）を目的に実施する。

② 実施の場所、回数、密度

直轄区間全川において、樹木伐開計画及び点検結果を基に流下能力の維持が必要な箇所、河岸崩落の恐れある箇所、河川巡視上の障害・不法投棄多発箇所、支川合流部および樋門吐口水路における流水の阻害箇所において、必要に応じた伐開を実施する。

③ 実施に当たっての留意点

樹木伐採の実施にあたっては、「河川における樹木管理の手引き（リバーフロント整備センター）」等を参考に、堤防に対して水あたりや高速流を発生させない計画とする。一連区間で伐採が必要な区間においては、一連で縦断方向に伐採するなど、早期に効果が発現する計画とする。また、樹木伐採にあたっては、希少生物の生息状況などを把握し環境の影響を最小限にするよう適正に管理していくものとする。除根については実施を基本とするが、河岸崩落箇所など除根することで、影響があると考えられる場所については、地際で伐採するなど状況に合わせた伐開を実施する。また、公募型樹木採取の取組みなどを推進し、コスト縮減に努める。

(3) 法面補修

① 実施の基本的な考え方

堤防機能の維持を目的に、法面補修を実施する。

② 実施の場所、回数、密度

直轄区間全川において、河川の状態把握の点検評価表を基に、Cランクと評価された箇所への補修優先度を適正に判断し、補修を実施する。植生不良等により、降雨による法崩れや流水による洗掘等が懸念されるが、変状範囲が狭くB評価と判断された箇所においては、必要に応じて補修を実施する。

③ 実施に当たっての留意点

点検評価がBランクと判断された箇所であつ、②に該当しない箇所については原則、継続して状態監視を行うものとする。また、補修後において植生が活着するまでは引き続き状態監視を行うものとする。

(4) 護岸補修

① 実施の基本的な考え方

護岸機能の維持を目的に、護岸の補修を実施する。

② 実施の場所、回数、密度

直轄区間全川において、河川の状態把握の点検評価表を基に、補修の優先度を適正に判断し、補修を実施する。空洞化が確認され護岸等の陥没、沈下が確認された場合または、老朽化により護岸が所定の機能を維持できなくなった場合に適正に実施する。また、護岸の隙間から生育した支障木により護岸に浮き、めくれが確認された場合にも、必要に応じて補修を行う。なお、点検評価がBランクと判断された箇所において、放置することで他の施設などに影響が懸念される場合は必要に応じて補修を行う。

③ 実施に当たっての留意点

点検評価がBランクと判断された箇所であつ、②に該当しない箇所については原則、継続して状態監視を行うものとする。

(5) 河川管理施設修繕

① 実施の基本的な考え方

水門、樋門、樋管、排水機場、光情報施設等の機能維持を目的に、補修を実施する。

② 実施の場所、回数、密度

直轄区間全川において、河川の状態把握の点検評価表を基に、Cランクと評価された箇所への補修優先度を適正に判断し、補修を実施する。点検評価がBランクと判断された箇所においても放置することで他の施設などに影響が懸念される場合は必要に応じて補修を実施する。

④ 実施に当たっての留意点

点検評価がBランクと判断された箇所であつ、②に該当しない箇所については原則、状態監視を行うものとする。また、「河川用ゲート設備・河川ポンプ設備 点検・整備・

更新マニュアル（案）」に基づき設置条件等より評価し、優先順位の高いものから実施する。

(6) 障害物除去・塵芥処理

① 実施の基本的な考え方

流下断面の阻害や河川管理施設への影響となる流木の除去や良好な河川空間の維持を目的に、障害物除去、塵芥処理、水面清掃を実施する。

② 実施の場所、回数、密度

直轄区間全川において、点検結果及び河川巡視結果から適正に実施する。

③ 実施に当たっての留意点

河川巡視の状況報告において、河川管理施設への影響が顕著な箇所においては、速やかに対策を講じるものとする。

(7) 堆積土砂掘削及び排水施設修繕

① 実施の基本的な考え方

排水能力確保を目的に、排水阻害となっている樋門や水路の堆積土砂掘削を実施する。

② 実施の場所、回数、密度

直轄区間全川において、点検結果及び河川巡視結果から、土砂堆積により門扉が閉じられないおそれがある場合や、水路護岸等が変状し流下阻害となっている等、施設の正常な機能維持が困難と判断された場合。堤内排水においては、土砂堆積による草類繁茂や水路構造等が変状し流下阻害となっている等、正常な排水機能維持が困難と判断した場合に適正に実施する。

③ 実施に当たっての留意点

河川巡視や点検の状況報告において、河川管理施設や内水排除への影響が顕著な箇所においては、速やかに対策を講じるものとする。

堆積傾向の箇所においては、状態監視を継続するものとする。

(8) 標識等の補修

① 実施の基本的な考え方

河川名標識、啓発標識及び境界杭の維持を目的に、破損箇所は補修を実施する。また、既設看板の設置箇所の必要性、老朽化の状況を適正に判断し、看板の付け替えを含む補修若しくは撤去を実施する。

② 実施の場所、回数、密度

直轄区間全川において、点検及び河川巡視の結果から優先順位を判断し、適正に実施する。

③ 実施に当たっての留意点

河川名の由来（アイヌ語表記）を併記した標識設置を推進する。

老朽化の状態については、継続的に監視を行う。老朽や損傷が著しく、危険と判断さ

れる標識等については、速やかに対策を講じるものとする。

(9) その他の事項

(1) ～ (8) に該当しない事項及び河川の状態把握の点検評価表で評価されない事項においても、河川管理上支障となる場合、点検及び巡視結果を適正に判断し、必要に応じて補修・修繕を実施する。

8. 地域連携等

(1) NPO 市民団体との連携・協働

① 実施の基本的な考え方

NPO 市民団体等と連携して、効果的・効率的な河川の維持管理を実施する。

② 実施内容

河川の維持、河川環境の保全などの河川の管理につながる活動や河川愛護月間（7月）等を通して河川美化活動を実施すると共に、ゴミの持ち帰りやマナー向上の取り組みを行う。

③ 実施に当たっての留意点

地域の人々へ様々な河川に関する情報の発信を行う。また、地域の取り組みと連携した河川整備や河川愛護モニター制度及び河川協力団体制度の活用等により、住民参加型の河川管理体系の構築に努める。

(2) 関係自治体との連携・調整

① 実施の基本的な考え方

関係自治体と連携して、効果的・効率的な河川の維持管理を実施する。

② 実施内容

【合同巡視】

重要水防箇所や危険箇所等において関係自治体と連携し、出水期前に合同巡視を実施する。また、河川管理施設の安全利用点検を行う。

③ 実施に当たっての留意点

河川巡視や各種点検の結果、注意すべき箇所については、市町村との情報共有を密に行う。

9. 効率化・改善に向けた取り組み

(1) サイクル型維持管理

洪水等による災害の発生防止または軽減、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全が図られるよう、総合的な視点に立った維持管理を行う。また、地域住民、関係機関と連携・協働した維持管理の体制を構築する。

河川維持管理に当たっては、河川巡視・調査・点検を実施し、状況把握・診断を加え、維持・補修を行い、その結果を RiMaDIS 等に記録するとともに、それらの一連の作業の中で得られた知見を分析・評価して、「河川維持管理計画」に反映していく「サイクル型維持管理体系」の構築に努める。

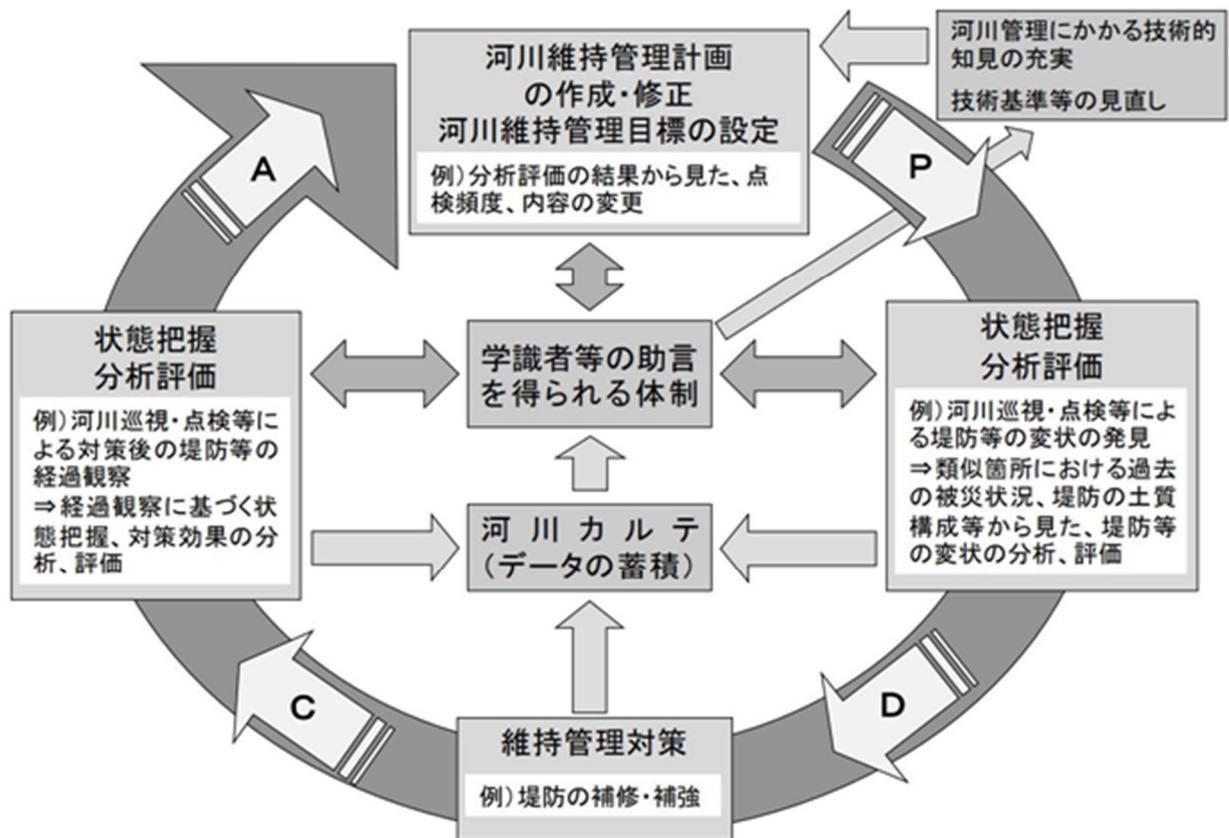


図 9-1 サイクル型維持管理体系のイメージ

(2) 老朽化構造物の的確な診断と維持管理（長寿命化）

樋門等の老朽化施設の維持管理にあたっては、コンクリートの診断技術や機械設備の傾向管理、管理基準の定量化、閾値の明確化、精度向上に努めるとともに、長寿命化のための対策工法の確立に努める。

(3) 河川情報の収集

河川の維持管理を適切に行うため、河川現況台帳、河川カルテ等を整備・保管する。水文、水質、土砂の移動状況、土地利用などの河川管理に資する情報と共に、河川水辺の国勢調査

等により河川環境に関する情報を適切にモニタリングする。

また、既存の無線システムや光ファイバー網を活用し、雨量や河川の水位、ダム貯水位、放流量などに加え、画像情報や堤防をはじめとする河川管理施設に関するデータなどの河川情報を収集する。

収集した河川情報は、平常時の河川の利用や洪水時の防災情報として活用するため、光ファイバー網やインターネットなどの情報通信網等を用い、関係機関や地域住民に幅広く提供し、情報の共有に努めるほか、長期的な保存・蓄積や迅速な活用が図られるよう、電子化等を進める。

(4) 地域と一体となった河川管理

地域住民や市民団体による河川清掃活動や河川愛護モニター制度等の活用により、住民参加型の河川管理の構築に努める。

千歳川では住民参加型の河川清掃など様々な市民活動が行われており、今後も市民等の川での社会貢献活動を支援するとともに、地域住民、市民団体、関係機関及び河川管理者が、各々の役割を認識し、連携・協働して効果的かつきめ細かな河川管理を実施する。



子供たちによる水生生物調査(漁川)



植樹活動(千歳川)



出前授業による河川愛護の醸成



地域住民等による河川清掃活動(漁川)

(5) 危機管理体制

洪水時・災害時等の水防活動や情報連絡を円滑に行うために、その主体となる自治体と関係機関、河川管理者からなる「石狩川下流域減災対策協議会」等を定期的に関催し、連絡体制の確認、水防訓練など水防体制の充実を図るとともに、洪水予報・水防警報を関係機関に迅速かつ確実に情報連絡するため、出水期前に情報伝達訓練や「堤防決壊時の緊急対策に関する意見交換会」を行い、地域住民、自主防災組織、民間団体等と連携し災害時に迅速な防災活動が行えるよう努める。

また、住民等の主体的な避難を促すため、洪水ハザードマップ^{注1)}を活用した避難の訓練を関係機関と連携して実施するとともに、各種タイムライン^{注2)}の充実に向けた支援を行う。

注1) 洪水ハザードマップ：河川が氾濫した場合に備えて、地域の住民の方々がすばやく安全に避難できることを主な目的に、被害の想定される区域と被害の程度、さらに避難場所等の情報を地図上に明示したもの。

注2) タイムライン：洪水のような進行型災害が発生した際に、「いつ」、「何をするのか」を整理した防災計画。

(6) 河川管理分野のDXの推進

インフラ分野における効率化や迅速化については、デジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進し、調査・計画、設計、施工、維持・管理の各段階（PDCA）において、これまで培ってきたアナログ技術の知見やノウハウを理解・継承し、BIM^(注1)/CIM^(注2)の活用、3次元河川管内図の整備を進めるとともに、適切な河川の維持管理につなげる。

注1) BIMとは? : Building Information Modeling の略語で初期段階にバーチャル上で建物の構築を行うことで、設計や施工のミスと工数を減らすことができるシステム。建築分野で活用するもの。

注2) CIMとは? : Construction Information Modeling の略語であり、建築分野で進められていた BIM に倣って土木工事を対象として活用するものである。

国土交通省では、この取り組みを推進しており、BIM/CIMとは、建設・土木事業の品質向上や生産性向上を目的として、BIM/CIM モデルを構築・管理・利活用する取り組み全体のことを指します。



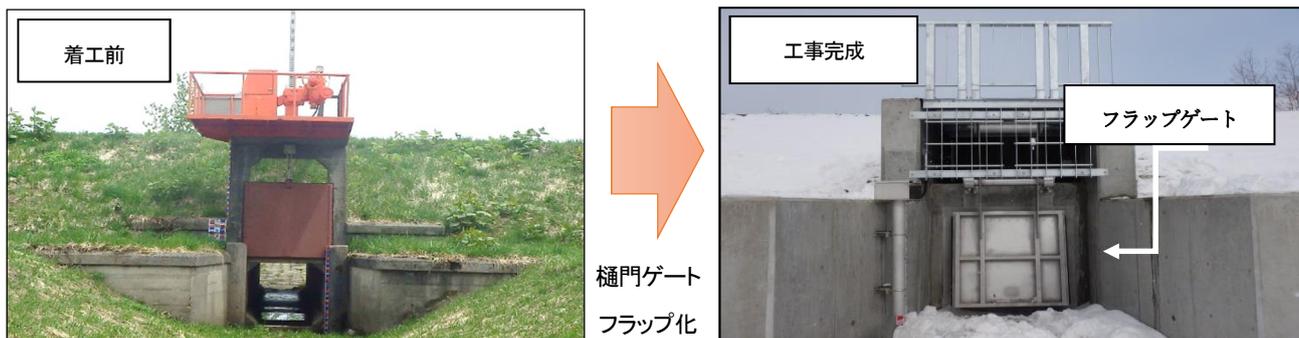
ICTを活用した堤防除草の生産性向上
(SMART-Grass) (検討中です)



AI技術による樋門等構造物の変状確認・評価
(AI/Eye RIVER) (検討中です)

(7) 河川管理施設の戦略的維持管理・更新

今後の少子高齢化や人口減少等により、建設業をはじめとした担い手不足、樋門の操作員の確保が困難になる等、河川管理施設の的確な操作に支障をきたすおそれが生じてきていることから、より確実に河川管理施設の操作を行うため、施設の統合、集中管理による遠隔化、施設の無動力化等により、トータルコスト縮減・省人化、高度化を進める。



(8) 資源の有効活用・コスト縮減・CO₂削減の取組

土砂バンク、木材バンク、刈草バンクを活用しつつ、公募での土砂掘削、樹木伐採、堤防除草を進めることにより、コスト縮減と省力化を図る。

カーボンニュートラルの観点から、CO₂削減に資する各種取り組みを行う。2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」に取り組み、関係者と連携して「ゼロカーボン北海道」をめざす。樹木伐採にあたっては、バイオマス発電燃料等として有効活用を図る等、気候変動の緩和策にも資する方策の推進を進める。



刈草配布



公募伐開

(9) 広域における災害対応

人員・資機材不足等により災害対応に遅れが生じる場合も想定し、事務所管内に限らず事務所管外からの応援要請の訓練等を行うことにより、迅速な対応ができるように体制の充実を図る。

(10) 千歳川遊水地群

洪水時は千歳川の水位を低下させるために4市2町の地先において、洪水の一部を遊水地に貯留し、洪水被害の軽減を図るものである。排水門・周囲堤樋門・CCTVカメラ・警報装置などの施設を河川事務所で遠隔操作することができる遊水地群管理システムを構築している。今後も千歳川の河川整備と合わせ、内水被害の軽減に寄与するよう適切な運用・維持管理を行う。

通常時は各市町で遊水地の利活用が検討されており、自然環境を保全するゾーンや人々が利活用するゾーンなど、効率的に利用できるように調整を行っている。舞鶴遊水地では、鳥類のタンチョウが営巣し、タンチョウと共生したまちづくりによる地域活性化に寄与している。



北島・東の里遊水地の全景



遊水地群管理システム

別紙 1（直轄河川：樋門・水門・排水機場等）

表 別 1-1 樋門(管)一覽表(1)

事務(業)所名	河川名	左右岸別	距離標	管理区分	樋門(管)名	断面形状 横×縦×延長～連	完成年度
江別河川事務所	千歳川	左岸	KP0.6	直轄区間	五条通り樋門	1.2×1.5×22.0～1	S42
江別河川事務所	千歳川	左岸	KP0.9	直轄区間	江別市街築堤一号樋管	φ0.6×15.0～1	S41
江別河川事務所	千歳川	左岸	KP1.5	直轄区間	早苗別川樋門	4.0×3.2×51.0～2	H13
江別河川事務所	千歳川	右岸	KP2.4	直轄区間	泉の沼樋門	2.5×2.5×67.0～2	H18
江別河川事務所	千歳川	左岸	KP2.5	直轄区間	上江別樋門	1.5×2.0×55.0～1	H17
江別河川事務所	千歳川	左岸	KP3.3	直轄区間	早苗別排水機場樋門	2.5×3.0×45.5～1	H6
江別河川事務所	千歳川	右岸	KP3.6	直轄区間	田井沼樋門	2.0×2.0×62.8～1	R2
江別河川事務所	千歳川(江別太遊水地)	右岸	KP4.1	直轄区間	江別太樋門	1.8×1.0×53.0～1	H29
江別河川事務所	千歳川	左岸	KP4.9	直轄区間	小林樋門	1.5×2.0×69.4～1	H20
江別河川事務所	千歳川	左岸	KP5.6	直轄区間	下の月樋門	1.5×2.0×51.0～1	H20
江別河川事務所	千歳川	右岸	KP6.6	直轄区間	幌向運河樋門	4.0×4.5×54.0～2	H13
江別河川事務所	千歳川(晩翠遊水地)	右岸	KP6.8	直轄区間	晩翠樋門	2.7×3.8×53.0～1	H29
江別河川事務所	千歳川(晩翠遊水地)	右岸	KP7.2	直轄区間	晩翠西15号樋門	2.5×1.8×49.0～1	H29
江別河川事務所	千歳川	左岸	KP7.6	直轄区間	中央幹線樋門	2.0×2.5×71.5～2	H22 改築
江別河川事務所	千歳川	右岸	KP9.1	直轄区間	西17号樋門	3.4×5.2×58.0～2	H27
江別河川事務所	千歳川	左岸	KP10.5	直轄区間	神田樋門	2.0×2.5×48.0～1	S62
江別河川事務所	千歳川	右岸	KP11.2	直轄区間	西20号樋門	2.0×2.5×55.0～2	H21 改築
江別河川事務所	千歳川	左岸	KP11.5	直轄区間	上の月樋門	1.5×2.0×58.0～1	H7
江別河川事務所	千歳川	左岸	KP12.4	直轄区間	登万別樋門	3.0×3.0×56.0～2	H13
江別河川事務所	千歳川	右岸	KP13.7	直轄区間	南13線樋門	1.2×1.5×54.0～1	H1
江別河川事務所	千歳川	左岸	KP13.9	直轄区間	志文別樋門	3.0×3.0×47.0～2	H16
千歳川河川事務所	千歳川	右岸	KP15.0	直轄区間	南15線樋門	1.5×2.0×58.0～1	R2 改築
千歳川河川事務所	千歳川	左岸	KP15.4	直轄区間	北の里樋門	1.2×1.5×59.5～1	R3 改築

表 別 1-2 樋門(管)一覽表(2)

事務(業)所名	河川名	左右岸別	距離標	管理区分	樋門(管)名	断面形状 横×縦×延長～連	完成年度
千歳川河川事務所	千歳川	左岸	KP16.3	直轄区間	青ん坊樋門	2.5×2.5×52.0～2	H27
千歳川河川事務所	千歳川	右岸	KP16.2	直轄区間	西22号樋門	1.5×2.0×74.0～1	R3 改築
千歳川河川事務所	千歳川	左岸	KP16.9	直轄区間	旧島松川樋門	1.5×2.0×63.0～1	H6
千歳川河川事務所	千歳川	右岸	KP17.2	直轄区間	西13線樋門	1.0×1.8×51.0～1	H29
千歳川河川事務所	千歳川	右岸	KP18	直轄区間	千歳川橋樋門	1.5×2.0×52.0～1	H9
千歳川河川事務所	千歳川	左岸	KP18.1	直轄区間	広島樋門	2.0×2.6×56.0～2	H10
千歳川河川事務所	千歳川	右岸	KP19.8	直轄区間	西9線樋門	1.2×2.0×55.0～1	H11
千歳川河川事務所	千歳川(東の 里遊水地)	左岸	KP18.4	直轄区間	東の里樋門	1.0×1.8×57.0～1	H26
千歳川河川事務所	千歳川(北島 遊水地)	左岸	KP22.5	直轄区間	北島樋門	3.6×1.9×57.0～1	H26
千歳川河川事務所	千歳川	右岸	KP21.5	直轄区間	西7線樋門	2.0×1.5×53.0～1	H18 改築
千歳川河川事務所	千歳川	左岸	KP22	直轄区間	西6線樋門	2.0×3.5×60.0～2	S51
千歳川河川事務所	千歳川	右岸	KP22.1	直轄区間	南6号樋門	2.5×2.6×53.0～3	H19 改築
千歳川河川事務所	千歳川	右岸	KP23.4	直轄区間	南7号樋門	1.5×2.0×54.0～1	H19
千歳川河川事務所	千歳川	左岸	KP24.1	直轄区間	西4線樋門	2.0×2.5×46.5～1	R2 改築
千歳川河川事務所	千歳川	右岸	KP24.8	直轄区間	南8号樋門	1.5×1.5×62.5～1	S63
千歳川河川事務所	千歳川	右岸	KP25.6	直轄区間	南9号樋門	4.0×3.5×53.0～2	H22
千歳川河川事務所	千歳川	左岸	KP29	直轄区間	東2線樋門	2.0×2.5×29.0～2	S58
千歳川河川事務所	千歳川	右岸	KP30.9	直轄区間	東4線樋門	1.8×2.6×45.0～1	H25 改築
千歳川河川事務所	千歳川	左岸	KP31.1	直轄区間	漁太東4線樋門	2.0×2.0×51.0～1	H14
千歳川河川事務所	千歳川	右岸	KP32	直轄区間	大学排水樋門	5.0×3.5×45.0～3	H14
千歳川河川事務所	千歳川	右岸	KP33.2	直轄区間	カリンバ排水樋門	2.0×2.0×47.0～2	H26 改築
千歳川河川事務所	千歳川	右岸	KP34.3	直轄区間	長都南20号樋門	1.0×1.8×48.0～1	R2 改築
千歳川河川事務所	千歳川	左岸	KP34.5	直轄区間	漁太南20号樋門	5.2×2.9×39.0～2	H24 改築
千歳川河川事務所	千歳川	左岸	KP35.5	直轄区間	漁太南22号樋門	2.0×2.0×33.0～1	S42
千歳川河川事務所	千歳川	左岸	KP36.2	直轄区間	福屋樋門	1.2×1.2×35.0～1	S46
千歳川河川事務所	千歳川(根志 越遊水地)	右岸	KP38.2	直轄区間	根志越第14号樋門	4.4×2.2×37.0～3	H26

表 別1-3 樋門(管)一覽表(3)

事務(業)所名	河川名	左右岸別	距離標	管理区分	樋門(管)名	断面形状 横×縦×延長~連	完成年度
千歳川河川事務所	千歳川(根志越遊水地)	右岸	KP36.5	直轄区間	根志越中央長都樋門	1.0×1.8×41.0~1	H27
千歳川河川事務所	千歳川	左岸	KP37.6	直轄区間	第4支線樋門	2.0×2.5×25.0~1	H28 改築
千歳川河川事務所	千歳川	左岸	KP38.9	直轄区間	第5支線樋門	2.0×2.0×27.0~1	H28 改築
千歳川河川事務所	千歳川	左岸	KP41.2	直轄区間	末広樋門	1.5×1.5×17.0~1	S49
千歳川河川事務所	千歳川	右岸	KP40.8	直轄区間	根志越樋門	1.2×1.2×18.0~1	S57
千歳川河川事務所	千歳川	右岸	KP22.3	直轄区間	南6号排水機場樋門	2.5×2.5×57.0~2	H10
千歳川河川事務所	千歳川	左岸	KP27.1	直轄区間	漁太川樋門	2.5×2.5×39.5~2	S61
千歳川河川事務所	旧夕張川	右岸	KP0.7	直轄区間	南18線樋門	1.0×1.8×62.0~1	H28 改築
千歳川河川事務所	旧夕張川	右岸	KP1.9	直轄区間	西幌樋門	1.5×1.5×52.5~1	S45
千歳川河川事務所	旧夕張川	左岸	KP2.9	直轄区間	馬追4号半樋門	2.3×2.5×57.0~1	H27 改築
千歳川河川事務所	旧夕張川	左岸	KP3.1	直轄区間	馬追排水機場樋門	3.0×3.0×26.5~2	S43
千歳川河川事務所	漁川	左岸	KP3.3	直轄区間	漁川南15号樋門	1.8×2.0×19.0~2	S59
千歳川河川事務所	漁川	左岸	KP8.3	直轄区間	末岡樋管	φ0.6×13.71~1	H26 改築
千歳川河川事務所	嶮淵川	右岸	KP0.1	直轄区間	南12号樋門	2.0×2.0×31.0~1	S62
千歳川河川事務所	嶮淵川	左岸	KP0.3	直轄区間	逢坂樋門	1.0×1.8×47.0~1	R1 改築
千歳川河川事務所	嶮淵川	左岸	KP1.4	直轄区間	ケヌフチ川東4線樋門	1.2×1.5×25.0~1	S63
千歳川河川事務所	嶮淵川	右岸	KP2.6	直轄区間	東6線右岸樋門	1.8×2.6×45.0~1	H25 改築
千歳川河川事務所	嶮淵川	左岸	KP2.7	直轄区間	東6線樋門	1.5×2.0×25.0~2	S61
千歳川河川事務所	嶮淵川	左岸	KP4.2	直轄区間	東9線樋門	1.5×1.5×46.0~2	S58
千歳川河川事務所	嶮淵川	左岸	KP5.8	直轄区間	国境樋門	1.2×1.2×22.0~1	H1
千歳川河川事務所	嶮淵川	左岸	KP7	直轄区間	登坂樋門	1.2×1.2×17.0~1	H1
千歳川河川事務所	嶮淵川	右岸	KP7	直轄区間	松原樋門	1.2×1.2×16.0~1	H1
千歳川河川事務所	南九号川(舞鶴遊水地)	右岸	KP4	直轄区間	南9号川樋門	4.3×2.8×42.0~3	H22
千歳川河川事務所	南九号川(舞鶴遊水地)	右岸	KP6	直轄区間	嶮淵右岸樋門	1.8×1.0×45.00~1	H25

表 別 1-4 排水機場一覽表

事務（業）所名	河川名	左右岸別	距離標	排水機場名	排水量 (m ³ /S)	ポンプ 台 数	設置年度
江別河川事務所	千歳川	右岸	KP2. 4	泉の沼排水機場	6. 0	2	H18
江別河川事務所	千歳川	左岸	KP3. 3	早苗別排水機場	15. 0	3	H9
千歳川河川事務所	旧夕張川	左岸	KP3. 4	馬追運河排水機場	40. 0	6	S43
千歳川河川事務所	千歳川	右岸	KP22. 3	南 6 号排水機場	26. 0	3	H13
千歳川河川事務所	千歳川	右岸	KP25. 5	南 9 号排水機場	13. 0	2	H25 改築
千歳川河川事務所	千歳川	左岸	KP27. 1	漁太川排水機場	10. 0	2	S63

表 別 1-5 水門一覽表

事務（業）所名	流入河川名	距離標	分水門名	水門断面	設置年度
江別河川事務所	早苗別川	千歳川 KP2.9	早苗別川水門	15.0×8.5～2門	S61
江別河川事務所	江別太遊水地	千歳川 KP4.4	江別太遊水地排水門	7.5×5.0～1門	H29
江別河川事務所	晩翠遊水地	千歳川 KP7.5	晩翠遊水地排水門	7.4×5.0～1門	H27
千歳川河川事務所	馬追運河	旧夕張川 KP3.1	馬追運河水門	7.5×4.3～2門	S39
千歳川河川事務所	東の里遊水地	千歳川 KP18.4	東の里排水門	7.9×5.0～1門	H28
千歳川河川事務所	北島遊水地	千歳川 KP20.0	北島排水門	7.4×5.0～1門	H28
千歳川河川事務所	舞鶴遊水地	嶮淵川 KP3.9	舞鶴排水門	5.0×6.0～1門	H26
千歳川河川事務所	根志越遊水地	千歳川 KP36.2	根志越排水門	13.0×5.4～1門	H28

別紙 2 (許可工作物)

表 別 2-1 許可工作物一覽(1)

種 別	事務(業)所名	許可工作物名	河川名	区 間	位 置		管 理 者 〔管理委託先〕	備 考
					距離標	左右岸		
樋門・樋管	江別河川事務所	王子取水側排水樋門	千歳川	直轄	0.30	左	王子エフテック(株)	
	江別河川事務所	王子取水樋門	千歳川	直轄	0.37	左	王子エフテック(株)	王子揚水機場と一体 工業・水道用水取水
	江別河川事務所	上江別排水機場樋門	千歳川	直轄	2.60	左	札幌開発建設部(農業) 〔江別市〕	上江別排水機場と一体
	江別河川事務所	幌向運河排水機場樋門	千歳川	直轄	6.80	右	札幌開発建設部(農業) 〔南幌町〕	幌向運河排水機場と一体
	江別河川事務所	南幌向揚排水機場樋門	千歳川	直轄	8.90	右	南幌町	南幌向揚排水機場と一体。取水 4/21~8/31、北海道改から管理 変更
	江別河川事務所	夕張太排水機場樋門	千歳川	直轄	11.30	右	札幌開発建設部(農業) 〔南幌町〕	夕張太排水機場と一体
	江別河川事務所	登満別排水機場樋門	千歳川	直轄	12.32	左	札幌開発建設部(農業) 〔江別市〕	登満別排水機場と一体
	千歳川河川事務所	下水道終末処理場放流渠樋門(No.1吐口)	漁川	直轄	2.60	左	恵庭市(下水道課)	
	千歳川河川事務所	漁川第1揚水機場樋門	漁川	直轄	2.90	左	恵庭土地改良区	漁川第1揚水機場と一体 取水期間 4/21~8/31
	千歳川河川事務所	恵庭ニュータウン2号樋門 (No.19吐口)	漁川	直轄	6.10	左	恵庭市(下水道課)	
	千歳川河川事務所	恵庭ニュータウン1号樋門 (No.18吐口)	漁川	直轄	8.30	左	恵庭市(下水道課)	
	千歳川河川事務所	第11号樋門	漁川	直轄	10.90	左	恵庭市(下水道課)	
	千歳川河川事務所	No.8吐口樋門	漁川	直轄	11.60	左	恵庭市(下水道課)	
	千歳川河川事務所	千歳川第2揚水機場樋門	千歳川	直轄	21.80	左	札幌開発建設部(農業) 〔恵庭市(農政課)〕	
	千歳川河川事務所	漁太排水機場樋門	千歳川	直轄	29.28	左	札幌開発建設部(農業) 〔恵庭市(農政課)〕	漁太排水機場と一体
	千歳川河川事務所	南18号排水機場樋門	千歳川	直轄	33.20	左	千歳市(農村整備課)	南18号排水機場と一体
	千歳川河川事務所	千歳長都揚水機場樋門	千歳川	直轄	34.40	左	恵庭土地改良区	千歳長都揚水機場と一体。取水 4/21~8/31。
	千歳川河川事務所	南21号排水機場樋門	千歳川	直轄	35.00	左	千歳市(農村整備課)	釜加南21号排水機場と一体
	千歳川河川事務所	No.28吐口樋門	千歳川	直轄	40.10	左	千歳市(水道局)	
	千歳川河川事務所	漁川揚水機場樋門	漁川	直轄	6.30	右	恵庭土地改良区	漁川揚水機場と一体 取水期間 4/21~8/31
	千歳川河川事務所	第16号樋門	漁川	直轄	8.80	右	恵庭市(下水道課)	
	千歳川河川事務所	第15号樋門	漁川	直轄	9.40	右	恵庭市(下水道課)	
	千歳川河川事務所	第9号樋門	漁川	直轄	11.50	右	恵庭市(下水道課)	
	千歳川河川事務所	No.6-2樋門	漁川	直轄	12.00	右	恵庭市(下水道課)	

表 別 2-2 許可工作物一覧(2)

種 別	事務(業)所名	許可工作物名	河川名	区 間	位 置		管 理 者 〔管理委託先〕	備 考
					距離標	左右岸		
樋門・樋管	千歳川河川事務所	西12線揚排水機場樋管	千歳川	直轄	17.48	右	ながぬま土地改良区	西12線揚排水機場と一体取水期間 5/1~8/31
	千歳川河川事務所	舞鶴第1排水機場樋門	千歳川	直轄	27.80	右	長沼町	舞鶴第1排水機場と一体
	千歳川河川事務所	大学排水機場樋門	千歳川	直轄	31.90	右	札幌開発建設部(農業) 〔長沼町〕	大学排水機場と一体
	千歳川河川事務所	中央長都排水機場樋門	千歳川	直轄	34.85	右	札幌開発建設部(農業) 〔千歳市(農村整備課)〕	中央長都排水機場と一体
	千歳川河川事務所	No.17吐口樋門	千歳川	直轄	41.20	右	千歳市(水道局)	
	江別河川事務所	上江別排水機場	千歳川	直轄	2.60	左	江別市	上江別排水機場樋門から排水
	千歳川河川事務所	千歳川第1揚排水機場樋門	千歳川	直轄	27.2	左	札幌開発建設部(農業) 〔恵庭市(農政課)〕	
	千歳川河川事務所	北島排水機場樋門	島松川	直轄	0.8	右	札幌開発建設部(農業) 〔恵庭市(農政課)〕	北島排水機場と一体
排水機場	江別河川事務所	江別太排水機場	千歳川	直轄	3.60	右	江別市	田井沼樋門(直轄)から排水
	千歳川河川事務所	南4号半排水機場	旧夕張川	直轄	3.00	左	長沼町	馬追4号樋門(直轄)から排水
	江別河川事務所	神田排水機場	千歳川	直轄	10.60	左	江別市	神田樋門(直轄)から排水
	江別河川事務所	登満別排水機場	千歳川	直轄	12.30	左	札幌開発建設部(農業) 〔江別市〕	登満別排水機場樋門から排水
	千歳川河川事務所	共栄排水機場	千歳川	直轄	16.37	左	北広島市(農政課)	青ん坊樋門から排水
	千歳川河川事務所	新中の沢排水機場	千歳川	直轄	18.10	左	北広島市(農政課)	広島樋門(直轄)から排水
	千歳川河川事務所	中の沢排水機場	千歳川	直轄	18.00	左	札幌開発建設部(農業) 〔北広島市(農政課)〕	広島樋門(直轄)から排水
	千歳川河川事務所	漁太排水機場	千歳川	直轄	29.30	左	札幌開発建設部(農業) 〔恵庭市(農政課)〕	漁太排水機場樋門から排水
	千歳川河川事務所	南18号排水機場	千歳川	直轄	33.28	左	千歳市(農村整備課)	南18号排水機場樋門から排水
	千歳川河川事務所	釜加南21号排水機場	千歳川	直轄	35.00	左	千歳市(農村整備課)	釜加南21号排水機場樋門から排水
	千歳川河川事務所	都排水機場	千歳川	直轄	37.60	左	札幌開発建設部(農業) 〔千歳市(農村整備課)〕	第4支線樋門(直轄)から排水
	千歳川河川事務所	西幌排水機場	旧夕張川	直轄	0.60	右	南幌町(都市整備課)	南18線樋門(直轄)から排水
	江別河川事務所	幌向運河排水機場	千歳川	直轄	6.80	右	札幌開発建設部(農業) 〔南幌町〕	幌向運河排水機場樋門から排水
	江別河川事務所	夕張太排水機場	千歳川	直轄	11.40	右	札幌開発建設部(農業) 〔南幌町〕	夕張太排水機場樋門から排水
	千歳川河川事務所	大学排水機場	千歳川	直轄	31.90	右	札幌開発建設部(農業) 〔長沼町(都市整備課)〕	大学排水機場樋門から排水
	千歳川河川事務所	中央長都排水機場	千歳川	直轄	34.80	右	札幌開発建設部(農業) 〔千歳市(農村整備課)〕	中央長都排水機場樋門から排水
	千歳川河川事務所	中島松排水機場	漁川	直轄	3.3	左	恵庭市(農政課)	漁川南15号樋門(直轄)から排水
	千歳川河川事務所	北島排水機場	島松川	直轄	0.5	右	札幌開発建設部(農業) 〔恵庭市(農政課)〕	北島排水機場樋門から排水
	千歳川河川事務所	舞鶴第1排水機場	千歳川	直轄	27.8	右	長沼町	舞鶴第1排水機場樋門から排水

表 別 2-3 許可工作物一覧(3)

種 別	事務(業)所名	許可工作物名	河川名	区 間	位 置		管 理 者 [管理委託先]	備 考
					距離標	左右岸		
揚水機 場	江別河川事務所	王子揚水機場	千歳川	直轄	0.30	左	王子エフテック(株)	堤内に設置 王子取水樋門から導水
	江別河川事務所	王子特殊紙江別工場工業用水	千歳川	直轄	0.30	左	王子エフテック(株)	
	江別河川事務所	江別市水道	千歳川	直轄	2.50	左	江別市	
	江別河川事務所	江別揚水機場	千歳川	直轄	4.80	左	新えべつ土地改良区	堤内設置、小林樋門(直轄)裏取水 5/10~8/31、排水機場兼用?
	江別河川事務所	江別太第2揚水機場	千歳川	直轄	3.60	右	新えべつ土地改良区	堤内設置、馬蹄沼(旧川)から取水 取水期間 5/17~8/31
	江別河川事務所	中樹林揚排水機場	千歳川	直轄	6.60	右	札幌開発建設部(農業) [北海土地改良区(南幌)]	堤内に設置、幌向運河から取水 取水期間 4/21~8/31 排水機場兼用、排水は南幌町幌向運河樋門(直轄)から排水
	江別河川事務所	中の月揚排水機場	千歳川	直轄	7.70	左	南江別揚水組合 (稲葉良弘)	堤内設置、取水期間 5/15~8/15 中の月は旧名称?排水機あり 中央幹線樋門(直轄)から排水? 江別市は緊急排水時費用のみ負担
	江別河川事務所	南幌向揚排水機場	千歳川	直轄	8.90	右	南幌町	堤内に設置、H15.3 全面改築完了 南幌向揚排水機場樋門から導水 排水機場兼用、北海から管理変更 南幌向揚排水機場樋門から排水
	江別河川事務所	上の月揚排水機場	千歳川	直轄	11.50	左	東野幌揚水組合 (高橋義信)	堤内に設置、取水期間 5/15~8/30 揚水はH17 休止中。排水機あり 上の月樋門(直轄)から排水? 江別市は緊急排水時費用のみ負担
	江別河川事務所	野幌揚水機場	千歳川	直轄	12.40	左	新えべつ土地改良区	堤内に設置 取水期間 5/15~8/31
	千歳川河川事務所	漁川第1揚水機場	漁川	直轄	3.00	左	恵庭土地改良区	堤内に設置 漁川第1揚水機場樋門から導水、取水期間 4/21~8/31
	千歳川河川事務所	共栄揚水機場	千歳川	直轄	16.89	左	恵庭土地改良区	堤内設置、旧島松川樋門(直轄)裏 取水期間 5/1~8/31
	千歳川河川事務所	広島・東の里揚水機場	千歳川	直轄	18.00	左	恵庭土地改良区	堤内設置。上屋一つでポンプ別々 広島 5/15~8/31、東里 5/10~8/31
	千歳川河川事務所	千歳川第2揚水機場	千歳川	直轄	21.80	左	恵庭土地改良区	堤内に設置。取水期間 通年
	千歳川河川事務所	漁太揚水機場	千歳川	直轄	29.30	左	札幌開発建設部(農業) [恵庭土地改良区]	堤内に設置 取水期間 4/21~8/31
	千歳川河川事務所	千歳長都揚水機場	千歳川	直轄	34.40	左	恵庭土地改良区	堤内設置、千歳長都揚水機場樋門から導水。 取水期間 4/21~8/31
	千歳川河川事務所	西幌第1揚排水機場	旧夕張川	直轄	1.90	右	北海土地改良区(南幌)	堤内設置、取水期間 5/12~8/20 西幌樋門(直轄)から導水 排水機場兼用、排水は南幌町西幌樋門(直轄)から排水
	千歳川河川事務所	漁川揚水機場	漁川	直轄	6.30	右	恵庭土地改良区	堤内に設置 漁川揚水機場樋門から導水 取水期間 4/21~8/31

表 別 2-4 許可工作物一覧(4)

種 別	事務(業)所名	許可工作物名	河川名	区 間	位 置		管 理 者 [管理委託先]	備 考
					距離標	左右岸		
揚水機 場	千歳川河川事務所	西幌第2揚排水機場	千歳川	直轄	16.30	右	北海土地改良区(南幌)	堤内に設置 取水期間 5/12~8/20 排水機場兼用、排水は南幌町 西22号樋門(直轄)から排水
	千歳川河川事務所	西12線揚排水機場	千歳川	直轄	17.50	左	ながぬま土地改良区	堤内に設置 取水期間 5/1~8/31 西12線揚排水機場樋管から 導水 排水機場兼用、排水は長沼町 西12線揚排水機場樋門から 排水
	千歳川河川事務所	西長沼揚水機場	千歳川	直轄	22.25	右	札幌開発建設部(農業) [ながぬま土地改良区]	堤内に設置、取水期間 通年 南6号樋門(直轄)から導水
	千歳川河川事務所	長都揚水機場	千歳川	直轄	32.00	右	札幌開発建設部(農業) [ながぬま土地改良区]	堤内に設置、大学排水路から取 水 取水期間 4/21~8/31
堰・頭 首工	千歳川河川事務所	西幌第1揚水堰	旧夕張川	直轄	1.90	横断	北海土地改良区	
	千歳川河川事務所	漁川第2頭首工	漁川	直轄	13.30	横断	恵庭土地改良区	